

副本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 東京都 外1名

準備書面(5)

令和5年9月15日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人 大塚 啓 

同 河方 伸 

同 寺本 孝規 

同 布川 尚基 

略 語 表

※ 本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

【原告関係者】

原告会社	原告大川原化工機株式会社
原告大川原	原告大川原正明
亡相嶋	相嶋静夫
原告島田	原告島田順司
原告大川原ら3名	原告大川原、亡相嶋、原告島田
原告会社■■■■	原告会社従業員である■■■■
原告会社■■■■	原告会社取締役である■■■■
原告会社■■■■	原告会社従業員である■■■■
原告■■■■	原告■■■■
原告会社■■■■	原告会社社員である■■■■

【警視庁関係者】

外事一課	警視庁公安部外事第一課
外事一課員	外事一課に所属する警察官
■■■■警部補	外事一課■■■■警部補
■■■■警部	外事一課■■■■警部
■■■■警部補	外事一課■■■■部補
■■■■巡查長	外事一課■■■■巡查長
■■■■巡查部長	外事一課■■■■巡查部長
■■■■警視	外事一課■■■■警視
■■■■巡查部長	外事一課■■■■巡查部長
■■■■警部補	外事一課■■■■警部補
■■■■警部補	外事一課■■■■警部補

公安部長	警視庁公安部長
------	---------

【その他の関係者】

■■■■ 検事	東京地方検察庁■■■■ 検事
■■■■ 検事	東京地方検察庁■■■■ 検事
検察官	東京地方検察庁検察官
安保管理課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
■■■■ 補佐	安保管理課■■■■ 課長補佐
■■■■ 検査官	安保管理課■■■■ 上席安全保障貿易検査官
C I S T E C	一般財団法人安全保障貿易情報センター
■■■■ 教授	■■■■ 大学校■■■■ 教授
■■■■ 准教授	■■■■ 大学大学院医学研究院■■■■ 准教授
■■■■ 教授	■■■■ 大学薬学部■■■■ 客員教授
■■■■ 教授	■■■■ 大学■■■■ 教授
■■■■ 教授	■■■■ 大学人間健康学部■■■■ 教授
■■■■ 教授	■■■■ 大学■■■■ 名誉教授
■■■■ 教授	■■■■ 大学■■■■ 教授
訴外■■■■	経済産業省の■■■■

【事件関係】

本件噴霧乾燥器 1	噴霧乾燥器 R L - 5
本件噴霧乾燥器 2	噴霧乾燥器 L - 8 i
本件各噴霧乾燥器	本件噴霧乾燥器 1 及び 2
本件被疑事件 1	本件噴霧乾燥器 1 に係る事件
本件被疑事件 2	本件噴霧乾燥器 2 に係る事件
本件各被疑事件	本件被疑事件 1 及び 2
本件任意取調べ	原告島田に対する平成 30 年 12 月 11 日から令和 2 年 2

	月10日までの間の39回の任意の取調べ
本件弁解録取	令和2年3月11日に原告島田を逮捕した直後の弁解録取
弁解録取書①	警部補が最初に作成した弁解録取書
弁解録取書②	原告島田の求めに応じて再度作成した弁解録取書
本件箇所	弁解録取書①の「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき」との記載
メモ	外事一課員が捜査の過程で作成したメモ
経産省メモ	外事一課員が安保管理課員から聴取したとされる内容が記載されたメモ
ベタ打ち調書	原告島田の供述を白紙にベタ打ちで印字したもの
本件要件ハに係る争点①	外事一課員が「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したこと
本件要件ハに係る争点②	外事一課員が本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したこと
本件要件ハに係る争点③	外事一課員が曝露防止構造を備えていることが規制要件でないことと判断したこと
本件要件ハに係る争点④	外事一課員が本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の温度が上がらない箇所を「ダクト内」と特定したこと
本件要件ハに係る争点⑤	外事一課員が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったこと

【法令等】

外為法	外国為替及び外国貿易法
本件省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
要件イ	本件省令2条の2第2項5号の2イの要件

要件ロ	本件省令 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 ロの要件
本件要件ハ	本件省令 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」
本件通達	昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号・6 2 貿局第 3 2 2 号「輸出貿易管理令の運用について」
AG	オーストラリア・グループ
ガイドンス	「輸出管理品目ガイドンス 生物兵器製造関連資機材」
ハンドブック	「Australia Group Common Control List Handbook」
国賠法	国家賠償法
曝露防止構造	噴霧乾燥器運転時に曝露しないような構造

【書面関係】

被告都準備書面(2)	被告東京都の令和 4 年 5 月 1 3 日付け準備書面(2)
被告都準備書面(3)	被告東京都の令和 5 年 1 月 2 7 日付け準備書面(3)
原告ら準備書面 1	原告らの令和 4 年 6 月 3 0 日付け第 1 準備書面
原告ら準備書面 6	原告らの令和 5 年 2 月 2 0 日付け第 6 準備書面
調査囑託回答	令和 4 年 9 月 1 4 日付け安保管理課長作成の調査囑託書に対する回答について

目 次

第1	本件訴訟の争点	8
第2	本件訴訟における違法性判断の在り方	9
第3	本件における事実関係	12
1	噴霧乾燥器メーカー及びユーザーからの聴取	13
2	有識者からの聴取	17
(1)	本件要件ハの「殺菌」について	17
(2)	細菌の性質及び殺菌に関する実験等について	20
3	捜査方針の検討	26
4	本件各噴霧乾燥器と同型機を用いた乾熱実験	27
5	安保管理課に対する本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関する照会及び同課からの回答	30
6	捜索差押えの実施	30
7	原告会社社員等に対する任意の取調べ	30
8	原告大川原ら3名に対する任意の取調べ	37
(1)	原告大川原の供述（平成31年1月12日から令和2年2月26日までの間）	37
(2)	亡相嶋の供述（平成31年1月15日から令和2年1月23日までの間）	38
(3)	原告島田の取調べ（平成30年12月11日から令和2年2月10日までの間）	40
9	捜索差押えの実施及び原告大川原ら3名の逮捕	47
10	原告大川原ら3名に対する本件被疑事件1に係る逮捕後の取調べ等	49
(1)	原告大川原に対する取調べ等（令和2年3月11日）	49
(2)	亡相嶋に対する取調べ等（令和2年3月11日）	49
(3)	原告島田に対する取調べ等（令和2年3月11日）	49
(4)	事件送致	52

11	原告大川原ら3名の再逮捕及び取調べ等	52
12	公訴提起後の捜査経過等	53
13	公訴取消し及び公訴棄却決定	55
第4	外事一課において原告大川原ら3名を逮捕すると判断したことに国賠法上の違法がないこと	55
1	警部補及び警部補の証言の信用性について	56
(1)	警部補の証言	56
(2)	警部補の証言	62
2	本件要件ハの解釈に関する争点について	74
3	本件要件ハ該当性を証明するための実験に関する争点について	81
第5	本件任意取調べ及び本件弁解録取に国賠法上の違法がないこと	87
1	本件任意取調べについて	88
2	本件弁解録取について	90
第6	結語	91

被告東京都は、本準備書面において、まず、本件訴訟の争点（後記第1）を掲記し、本件訴訟における違法性判断の在り方（後記第2）を主張した後、証拠調べの結果を踏まえ、敷衍して、本件における事実関係（後記第3）を主張した上、外事一課において原告大川原ら3名を逮捕すると判断したことに国賠法上の違法がないこと（後記第4）、本件任意取調べ及び本件弁解録取に国賠法上の違法がないこと（後記第5）をそれぞれ明らかにする。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による（冒頭に「略語表」を掲載する。）こととし、口頭弁論調書添付の反訳書の引用は、原告本人名及び証人名並びに該当ページのみを記載する。

第1 本件訴訟の争点

原告らは、本訴において、以下の点を主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めている（第4回口頭弁論調書別紙参照）。

1 原告大川原ら3名の逮捕について

本件各被疑事件の捜査において、外事一課員が、令和2年3月11日及び同年5月26日、原告大川原ら3名を通常逮捕したことにつき、本件各噴霧乾燥器の輸出規制要件の該当性判断に関し、

- (1) 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したこと（本件要件ハに係る争点①）
- (2) 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したこと（本件要件ハに係る争点②）
- (3) 曝露防止構造を備えていることが規制要件でないと判断したこと（本件要件ハに係る争点③）
- (4) 本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の温度が上がらない箇所を「ダクト内」と特定したこと（本件要件ハに係る争点④）
- (5) 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったこと

(本件要件ハに係る争点⑤)

がそれぞれ不合理である。

2 本件任意取調べ及び本件弁解録取について

警部補が、

- (1) 原告島田の取調べに関し、事前に恣意的な供述調書を作成した上、原告島田が供述調書を確認・修正する機会を妨害し、また、誘導、詐術及び恫喝等を行ったこと
- (2) 原告島田の本件被疑事件1に係る弁解録取に関し、あらかじめ作成した弁解録取書に署名指印を求めた上、原告島田の修正依頼に応じず、また、弁解録取書を意図的に裁断したこと

がそれぞれ不合理である。

第2 本件訴訟における違法性判断の在り方

1 逮捕と国賠法1条1項の違法性の判断枠組み

- (1) 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって「違法に」他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずると規定するところ、同項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであると解されており（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ）、刑事手続等といった警察官の職務行為につき、職務上の法的義務違反が存したか否かは、当該警察官の職務行為時を基準として、その時点で存在した資料に基づき、そこでされた判断や行為について、合理的な理由が欠如したものであったか否かによって決せられるべきものである（合理的理由欠如説。最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ、最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664ページ等）。

- (2) また、警察官による逮捕は、当該逮捕に係る刑事事件について無罪判決が確定したというだけで国賠法1条1項の適用上直ちに違法となるものではなく、当該逮捕の時点において、犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりには適法であると解されるところ（刑事訴訟法199条、前掲最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決）、警察官の判断が、その判断時において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、証拠の評価について法の予定する一般的な警察官を前提として通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要であると解されており（札幌高裁昭和48年8月10日判決・判例時報714号17ページ、東京高裁昭和54年9月27日判決・判例時報946号55ページ、東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ、鹿児島地裁平成27年5月15日判決・判例時報2262号232ページ等）、公訴の取消しがなされている刑事事件についても上記解釈と別異に解する理由はない。
- (3) そして、刑事訴訟法199条1項にいう「相当な理由」とは、捜査機関による主観的嫌疑では不十分であり、証拠に基づく客観的・合理的な嫌疑が認められることが必要なことは当然であるが、その嫌疑は、有罪判決の事実認定に要求される合理的疑いを超える程度の高度な証明を要するものではなく、また、公訴を提起するに足りる程度の嫌疑までも要求されないことはもちろんであり、さらには、勾留理由として要求されている相当の嫌疑よりも低い程度の嫌疑で足りると解されている（大阪高裁昭和50年12月2日判決・判例タイムズ335号232ページ、仙台地裁平成10年5月19日判決・判例時報1662号121ページ）。
- (4) 以上の逮捕と国賠法1条1項の判断枠組みを本件に当てはめると、本件各被疑事件の捜査にあつては、多数の捜査員により構成された捜査本部におい

て、各捜査員が行った捜査結果を基に、捜査幹部が外事一課としての捜査方針を打ち出して捜査を進めていたものであること（■■■■ 1 及び 2 ページ、■■■■ 1 ページ）、多数の捜査員で構成された捜査本部内には外事一課として打ち立てた捜査方針と異なる意見を述べる者も複数存在していたこと（■■■■ 1 及び 2 ページ、■■■■ 1、2 及び 16 ページ）を踏まえると、本件各被疑事件で原告大川原ら 3 名を逮捕したことが国賠法上違法であるか否かについては、当時の各捜査により得られた証拠の評価について、各捜査員個々の認識・判断がいかなるものであったかという観点から判断されるべきではなく、各証拠の評価に関する外事一課としての判断が、法の予定する一般的な警察官を前提として、通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、到底その合理性を肯定することができないものであったか否かという観点から検討されなければならない。また、逮捕の嫌疑についても、公訴を提起するに足りる程度の嫌疑や勾留理由として要求されている相当の嫌疑よりも低い程度の嫌疑で足りることを前提に検討されるべきである。

2 取調べと国賠法 1 条 1 項の違法性の判断枠組み

- (1) 前記 1 (1) のとおり、国賠法 1 条 1 項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであり、公権力の行使に当たる公務員の行為がその職務上の法的義務に違背したか否かについては、その職務行為時を基準として（職務行為基準説）、当該公務員の判断や行為について合理的な理由が欠如したものであったか否か（合理的理由欠如説）という観点から判断すべきものとされている（最高裁平成元年 6 月 29 日第一小法廷判決・民集 43 卷 6 号 664 ページほか）。
- (2) そして、任意捜査の一環としての取調べにおいては、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるものと解されているところ（最高裁昭和 59 年 2 月 29 日第二小法廷決定・刑集 38 卷 3 号

479ページ)、被疑者に対する取調べは、単に被疑者の弁解を聴くだけではなく、事案の真相を解明する目的で行われるものであることに鑑みると、当該被疑者に対し、取調べを実施するに足る嫌疑がある場合には、取調官としては、あらゆる角度から取調べを行い、事案の真相究明に努めるべき職責を有するのであり、取調官が真相を供述するように説得したり、他の被疑者の供述やそれまでの捜査により判明した事実を照らして矛盾や食い違いを追及したり、また、取調官が被疑者に対して厳しい口調で迫ることがあったとしても、事案の重大性や嫌疑の程度によっては、国賠法上違法との評価を受けるものではない（東京高裁平成13年12月25日判決・訟務月報50巻1号1ページ、大阪高裁平成22年5月27日判決・判例時報2088号86ページ、札幌高裁平成26年6月3日判決・訟務月報61巻5号893ページ参照）。

また、取調べの違法性の有無の判断は、①大声、威圧、否認による不利益な見通しの告知、間接の有形力の行使等が、被疑者に恐怖心を与えて、②自由による有利な見通しの告知、自白の誘導・勧誘等が、被疑者を錯誤に陥らせて、③長時間の取調べや一定期間の取調べの継続等が、被疑者の自由意思を制圧する程度に達して、④暴言、強要等が、被疑者に屈辱や著しい不安を与えて、それらが、事案の性質、それらの行為態様、その行為前後の被疑者の態度や応答等、被疑者の属性、嫌疑の程度等に照らして、社会通念上許容される限度を超えているといえるかを、総合的に判断すべきである（鹿児島地裁平成27年5月15日判決・判例時報2263号189ページ）。

- (3) したがって、本件任意取調べ及び本件弁解録取の国賠法上の違法性は、上記の判断基準を踏まえ、当時の具体的事実関係の下で、本件任意取調べ及び本件弁解録取の方法ないし態様が社会通念上相当と認められるか否かという観点から判断されるべきである。

第3 本件における事実関係

外事一課員は、遅くとも、平成29年5月頃には、本件被疑事件1の捜査に着手し、以下のとおり捜査を行った。

なお、本項(第3)において、波線は最終的な外事一課の判断に沿う意見や供述、下線は同判断に沿わない意見や供述を示す。

1 噴霧乾燥器メーカー及びユーザーからの聴取

外事一課員は、平成29年5月11日から平成30年2月5日までの間、国内における噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから、噴霧乾燥器の性能等に関して、以下のとおり聴取した。

(1) 平成29年5月11日に[]株式会社から聴取

噴霧乾燥器を140度くらいの設定で一定時間、空焚きすれば、内部の殺菌はできるはずである(乙8号証の1・2ページ)。

(2) 平成29年6月23日に[]株式会社から聴取

- ① 空運転すれば装置内部が熱され殺菌できるため「該当」と判断した。温水では内部に行き渡らないが熱風は行き渡るという認識である。
- ② 外為法の規制趣旨からいって、「滅菌・殺菌できない」とは他社メーカーもいえない。
- ③ 法の趣旨を理解した上で「できると言わざるを得ない」と判断し該当としているところだ。
- ④ 大型の量産機(粉体サイズ10ミクロン以上)の販売がほとんどのため、業界全体でいえば「非該当機」が圧倒的に多い。そのため、「ハ」(本件要件ハ。なお、本件省令2条の2第2項5号の2イ及びロの要件については、それぞれ「要件イ」、「要件ロ」という。)より、要件ロで非該当となるのが一般的である。

(以上につき、乙8号証の19・2及び3ページ)

(3) 平成29年6月27日に株式会社[]から聴取

クローズドシステムの場合は、加熱し続ければそのうち内部が高温となり、外気流入もないため、より殺菌が可能との認識。内部温度を140度くらい

まで上げればある程度は殺菌できることから、「加熱殺菌できる（特にクロードタイプはできる）ので該当する」といえる（乙8号証の20・2ページ）。

(4) 平成29年7月21日に株式会社から聴取

噴霧乾燥器の入口温度は189度、出口温度は40～50度であることから、乾燥中に内部が殺菌されているかと問われれば、結果的に殺菌はされているだろう（乙8号証の5・3ページ）。

(5) 平成29年8月30日に株式会社から聴取

① 当社では、病原性・一般性の区別なくできる範囲まで細菌を少なくすることを「殺菌」と捉えている。「滅菌」までいかないが、それに近いレベルと言っていい。

② 乾熱滅菌・殺菌に関しては理解している。

③ 噴霧乾燥器の入口温度が約200度で出口温度が約100度ということであれば、装置内は100度近くになっていることが想定され、前述の殺菌の定義を踏まえれば噴霧乾燥器は「乾熱殺菌」できる機器だと考えられる。十分に大腸菌が死滅する温度であるからである。

④ ただ、殺菌の前には十分な洗浄が必要である。仮に洗浄しないまま空焚きによる乾熱殺菌を実施したとしても、乾燥室内壁面に付着した粉体が焦げ付くので次回の運転に支障を来す。また付着する粉体は何層にもなっている可能性があり、この場合、乾熱が奥の層には伝わらないおそれがある。

(以上につき、乙8号証の6・3及び4ページ)

(6) 平成29年11月1日に株式会社から聴取

① 噴霧乾燥器で乾熱殺菌は可能である。サイクロンの出口温度を計測して、大腸菌が死滅する温度以上になっていれば、製造に必要な内部すべてが殺菌されていると判断してよいと思う（乙8号証の8・2ページ、丙A141号証3ページ）。

② FOC-20（原告会社製の噴霧乾燥器）は、乾燥室の入口温度が250度（最大300度）、出口温度が130度なので、空焚きすれば、乾燥室

からサイクロンの内部まで100度以上の熱風が行き渡る。100度だと滅菌というレベルまではいかないが、かなりの菌が死滅するので、殺菌可能とはいえる（乙8号証の8・3ページ、丙A141号証3ページ）。

- ③ FOC-20が殺菌可能な機械かどうかは、サイクロンの出口温度を計測することで証明できる。サイクロンの出口温度が大腸菌が死滅する温度以上になっていれば、製造に必要な内部の大腸菌は全て死滅していると判断できる（乙8号証の8・3ページ）。
- ④ FOC-20は配管の都合上、排風口までの距離が長く、100度以上の熱風が排風口まで通るか分からないが、構造上は殺菌可能と判断している。その理由として、通常、殺菌の試験は大腸菌で行うと聞いているため、100度以上の熱風であれば、大腸菌を死滅させることが可能と判断できるからである（丙A141号証3ページ）。
- ⑤ FOC-20は、要件イと本件要件ハには該当するが、要件ロには該当しないので非該当と判断している（同号証4ページ）。
- (7) 平成29年11月10日に XXXXXXXXXX 株式会社から聴取

- ① 殺菌とは、多少は残留しても、害がない（製品に影響がない）程度まで菌を殺すことであり、噴霧乾燥器の殺菌工程については、「滅菌に近い殺菌をしている。」と認識している（乙8号証の9・3ページ）。
- ② 商品の製造目的であれば、ほかの菌が混ざらないようにするため、機器の内部を洗浄することが絶対に必要である。（生物兵器で使用されるような炭疽菌などについては、想像でしか判断できないと前置きした上で、）他方、生物兵器の製造目的であれば、ほかの菌が多少混ざっても（例えば、炭疽菌に多少のボツリヌス菌が混入しても）問題ないと想像するので、洗浄せずに乾熱運転のみで内部を殺菌することは可能だと思う（同号証3ページ）。
- ③ 生物兵器の製造という観点に立ち、温水洗浄をせずに乾熱殺菌を行った場合は、粉体の厚みが薄ければ殺菌できると考えられる（丙A138号証3

ページ)。

(8) 平成29年11月13日に [REDACTED] から聴取

乾熱による殺菌は、器機自体入口温度が通常約200度、出口温度が約100度なので、この範囲で死滅する菌の殺菌はできると思う。これ以上の温度になると、器機に使用されているシリコンやパッキン等の部品が熱に耐えられるかどうか分からない (乙8号証の11・2ページ)。

(9) 平成29年11月24日に [REDACTED] 株式会社から聴取

- ① 原告会社製の噴霧乾燥器ODL-27は輸出規制該当品である。
- ② 本件要件は乾熱殺菌が可能ため該当と判断している。実測値は入口温度が230度、乾燥室出口温度は80度、バグフィルタ出口温度は76度であるが、これは液体を噴霧した場合の温度であり、気化熱によりかなり低温になっていると考えられる。入口温度230度で乾熱を通せば、機械全体に100度以上の熱風が通るはずで、乾熱殺菌ができないとはいえないとの判断から、当社では該当と判断している。
- ③ 実測値 (入口225度、乾燥室出口190度) が排気温度103度であれば、噴霧乾燥器全体に100度以上の乾熱が通っていることになり、芽胞菌以外はほとんどの菌を殺滅できると思う。当社がこのスペックの噴霧乾燥器を輸出する場合は、経済産業大臣の許可を得て輸出する。

(乙8号証の12・3及び4ページ)

(10) 平成29年12月5日に [REDACTED]

[REDACTED] から聴取

洗浄せずに、粉体の状態で乾燥運転したことはないが、その場合は粉体の脂肪分が焦げると考えられる。焦げた部分の菌は死んでいるだろうが、その下の菌は生き残っている可能性がある (乙8号証の15・3ページ)。

(11) 平成29年12月22日に [REDACTED] 株式会社から聴取

- ① 噴霧乾燥器の内部に残った粉体は、商品にならないので廃棄してしまうが、そもそも内部にはそれほど粉体は付かない。洗浄せずに熱風のみ当て

れば、多少焦げ付くかもしれないが菌を殺すことができるのではないか
(乙8号証の16・2ページ)。

② 菌を殺すということだけを目的とするならば、洗浄前も洗浄後もそれほど変わらない (丙A136号証3ページ)。

(12) 平成30年2月5日に [] から聴取

(乾熱殺菌についての論文等を見せた上で) 乾熱による殺菌の効果も認められているということであれば、噴霧乾燥器自体の熱で殺菌が可能であるので、常識的に考えれば、殺菌できる機械として、該当品という判断になると思う (乙8号証の25・2ページ)。

また、外事一課員は、平成29年9月6日に [] 株式会社、令和元年12月5日に [] 株式会社から、内部の洗浄はコンタミという製品の混入を防止するのが目的であり、噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転するのみでも内部を殺菌することが可能である旨を聴取した (乙9号証2ページ、 [] 3ページ)。

2 有識者からの聴取

(1) 本件要件ハの「殺菌」について

外事一課員は、平成29年5月18日から同年12月22日までの間、有識者から、本件要件ハの「殺菌」について、以下のとおり聴取した。

ア 平成29年5月18日、同年11月15日及び同年12月8日に [] 教授から聴取

① 本件要件ハの解釈は、本件通達の解釈 (乙3号証1116ページ) が準用されることになる (乙8号証の27・2ページ)。

② 殺菌の対象とすべき細菌は、法令上明記されておらず、本件省令に記載されている細菌は病原性・毒性が非常に強いことから、これらの細菌は全て生物兵器に該当する。本件要件ハの規制の解釈は、「定置した状態で、製造したある特定の病原性微生物をすべて殺して、その感染能力を失わせること」という結論に至る (乙8号証の33・2ページ、丙4

号証資料10・3ページ)。

- ③ 芽胞を形成しない菌 (被告東京都指定代理人注記: 物理・化学的处理に対する抵抗性が弱い菌であり、大腸菌、ペスト菌、コレラ菌、志賀赤痢菌、チフス菌等がある。) であるペスト菌や野兔病菌は、熱には弱い
が、毒性が強く極めて感染力が強い菌で、生物兵器としての使用が懸念
されている(乙8号証の38・2ページ、同趣旨につき丙A142号証)。
なお、[REDACTED]警部補及び外事一課[REDACTED] 巡查長 (以下「[REDACTED] 巡查長」と
いう。) は、平成30年3月28日に同教授から上記と同趣旨の供述を録
取して供述調書を作成している (丙5号証)。

イ 平成29年9月22日に化学及血清療法研究所から聴取

- ① 殺菌という定義は、目標とした菌が死滅するという意味であるが大腸菌が死滅できる条件のスペックがあれば「殺菌できる噴霧乾燥器」という解釈でも大丈夫だと思う (乙8号証の29・2ページ)。
- ② 噴霧乾燥器内の温度が上記の温度 (120度で60分、160度で9分、229度で2.5~4分、288度で1.5~2分) を継続して維持できれば「滅菌できる」と考えられなくもないが、乾燥器内とガラス上では環境が異なるため、一概に同温度であることをもって死滅するだろうとはいえない (同号証2及び3ページ)。

ウ 平成29年9月25日に[REDACTED]教授から聴取

- ① 滅菌は、日本薬局方で、すべての微生物を殺滅又は除去することと定義されている。一方、殺菌に明確な定義はなく、特定の微生物を殺すことであり、その程度の基準もない (乙8号証の31・2ページ)。
- ② なお、噴霧乾燥器が、生物兵器を製造し得るという理由で、規制の対象になっているのであれば、炭疽菌等の殺傷能力が高い菌を人体に実害を与えない程度、滅菌レベルまで殺すことを要するのではないか (同号証2ページ)。

エ 平成29年11月2日及び同月22日に[REDACTED]准教授から聴取

- ① 滅菌とは、全種類のすべての菌を殺すこと。殺菌とは、ある特定の菌をすべて殺すこと（乙8号証の32・2ページ）。
- ② ペスト菌は、O157以上に病原性・毒性が強い菌として知られ、本件省令2条の2第1項2号に規定されているとおり、生物兵器やテロに使用される危険性が特に懸念されている。噴霧乾燥器でペスト菌を粒子化し殺傷目的で飛散させれば、何万人もの人が感染し、甚大な被害をもたらすことは間違いない。ペスト菌も、熱に対する抵抗性が大腸菌とほぼ同じか若干弱い程度であるから、大腸菌と同様に粒子化することが可能と思われる（丙A128号証4及び5ページ）。
- ③ 本件省令2条の2第1項2号に記載されている細菌は、病原性・毒性が非常に強いことから、これらの細菌を粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると判断するし、被曝の観点でいうと、製造に用いた細菌を全て死滅させる必要があると考える（丙A128号証6ページ）。
- ④ 本件要件への解釈は、「機器を分解しないで、製造した省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること」という結論に至ると思う（丙A128号証7ページ）。

オ 平成29年11月17日に■■■■株式会社取締役から聴取

本件省令への解釈は「作業員のばく露防止のために滅菌又は殺菌が可能な器械が該当」と説明していることは明らかで、生物兵器製造という観点から判断すれば、芽胞菌を殺滅したという結果を出さないと該当とはいえないと思う（乙8号証の35・2ページ）。

カ 平成29年11月29日に■■■■教授から聴取

- ① 生物学や感染学では、洗浄・消毒・滅菌という言葉を使用し、殺菌という言葉は使用しない（乙8号証の36・3ページ）。
- ② 乾熱滅菌法により何かを証明したいなら、指標菌も定められたものを使用しないと何の証明にもならない。通常、熱滅菌を、湿熱又は乾熱で行う場合は、いずれも芽胞菌を使用する（同号証3ページ）。

キ 平成29年10月23日及び同年12月19日に■■■■教授から聴取

- ① 本件通達の解釈における「殺菌」の定義の「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」とは、「装置の中の特定又は不特定多数の病原菌等の有害な菌の感染能力を失わせるために死滅させる若しくは無害化すること」である（丙A129号証5ページ）。
- ② 乾熱や熱風で行う殺菌が、消毒とはいえないというものではない（乙8号証の40・4ページ）。
- ③ 微生物の感染能力を失わせる方法であるが、本件通達の解釈には「物理的手法あるいは化学物質の使用」とあるので方法は問わず、蒸気や乾熱、化学薬液等により微生物の感染能力を失わせればよい（丙A129号証5ページ）。

ク 平成29年12月22日に■■■■教授から聴取

- ① 本件省令2条の2第2項5号の2には、死滅（殺菌）させるべき具体的な微生物の名称が記載されていない。微生物の中でも、細菌は、熱に対する抵抗性が強いため、生物兵器として粉体化することは実用的であると言われている。本件省令2条の2第1項2号に記載されている細菌は、その毒性の強さゆえに、殺傷目的で粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると考えられる（丙A130号証3ページ）。
- ② 本件要件ハにおいて「滅菌又は殺菌」と規制されているのは、殺菌を滅菌と区別するためで、滅菌は、あらゆる微生物を殺滅又は除去することであるが、殺菌は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌をすべて死滅させることである。結論としては、本件省令ハの解釈は、「定置した状態で、装置内部のあらゆる微生物を殺滅若しくは除去すること、又は製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせることができるもの」という結論に至る（同号証3ページ、乙8号証の48・2ページ）。

(2) 細菌の性質及び殺菌に関する実験等について

外事一課員は、平成29年11月22日から平成31年3月15日までの間、有識者から、細菌の性質及び殺菌に関する実験等に関して、以下のとおり聴取するとともに、有識者による細菌の耐熱性実験を依頼し、回答を得た。

ア ■■■准教授による実験（平成29年11月22日付け回答）

外事一課長は、平成29年11月21日、■■■准教授に対し、捜査関係事項照会書により、腸管出血性大腸菌血清型O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果について照会したところ、100度60分間の乾熱滅菌器による熱処理によって、乾燥状態であってもO157は死滅していることが明らかになった旨の回答を得た。

なお、同実験では、細菌が含まれた培養液をスライドガラスの上へのせ、室温で放置して乾燥させた後に乾熱滅菌器に入れて熱処理をする方法で行ったものであり、外事一課員は、■■■准教授から、細菌を乾燥させた理由について、熱風を利用する噴霧乾燥器で粉末菌を製造すると、熱に対する抵抗力が強くなる菌も出てくることを想定した旨を聴取している。

（以上につき、丙A60、61、133号証）

イ ■■■准教授等から聴取（平成29年11月22日及び同年12月4日）

- ① ペスト菌は、大腸菌より若干熱に対する抵抗性が弱いようであり、大腸菌が死滅する条件で、間違いなく死滅して感染力を失う。
- ② 噴霧乾燥器で病原性細菌を粉体化した場合、その製造工程において、粒子が重なり合って機器装置内部に付着するという説明を受けたが、たとえ粒子が重なった状態で乾熱処理したとしても、芽胞を形成しない菌であれば、100度程度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇し死滅する。また、噴霧乾燥器による乾熱処理で機器装置内部の細菌が焦げ付いたとしても、熱の浸透がやや遅くはなるが、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する（なお、この点につき、外事一課■■■巡查部長〔以下■■■巡查部長〕という。〕は、■■■准教授から供述を録取して供述調書を作成している〔丙11号証〕。

(以上につき、乙8号証の34、丙A139号証)

ウ ■■■教授から聴取(平成29年12月14日及び平成30年1月11日)

① (本件省令や噴霧乾燥器の構造等を説明の上、対象器が「殺菌できるもの」であることを証明する方法等について聴取した結果)「対象器が100度以上の温度を何時間安定して維持できるか」という検査を行い、その検査データを持ち込んでもらえれば、■■■大学生命科学総合研究支援センターで乾熱滅菌器を使用し、その検査データと同じ環境(風は当たらないが乾熱であることに違いはない)で、検査に適した菌を選定して殺菌実験を行うので、その実験結果により、対象器が芽胞菌以外の菌は殺滅が可能であると証明すればよい。この方法は最も科学的な方法といえる(乙8号証の41・2ページ)。

② 最も本件省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験といえる。しかし、この方法では、乳酸菌等の安全な菌でやる以外に方法はなく、実験菌自体も噴霧乾燥器で製造する必要がある。更にこだわれば対象器で製造しないと意味がないし、研究者の立場からいえば、やる必要がないと思う。同じ菌を粉体にした場合とB I (被告東京都指定代理人注記：バイオ研究や生物学研究などにおいて、滅菌、殺菌、消毒の効果を測定する際に用いられる指標体のこと。乙2号証)にした場合の耐性に基本的な違いはない。むしろ、むき出しの粉体よりガラス等で保護されているB Iの方が若干耐性は強くなるはずで、そういう観点からいえば、粉体にするよりB Iを使用した方が、より厳しい条件で実験を行うともいえるので、個人的な見解としては粉体の検査は必要がないと思う(乙8号証の41・2及び3ページ)。

③ 芽胞形成菌(被告東京都指定代理人注記：熱に対する抵抗性が強い菌であり、炭疽菌、ボツリヌス菌、ウェルシュ菌等がある。)以外の菌を実験する際には、(大腸菌が)一番代表的な菌であり、熱耐性に関してはペスト菌の代替菌といえるものである。学識者としても、ペスト菌の

代替菌として大腸菌を使用して耐熱性試験を行うことは十分に妥当であるといえる（乙8号証の47・3ページ）。

- ④ 一定の菌量をガラスのスライドに置き、乾燥させて試験体を作ると伝えていたが、噴霧乾燥器の特性を考えると、ガラスへの熱伝導が殺菌効果に影響することから、熱伝導の少ないペーパーディスク上で検体を作製し、実験を行う予定である（同号証3ページ）。

エ ■■■■■ 大学教授から聴取（平成29年12月15日）

- ① 民間企業からの依頼により、介護機具を熱風により消毒するための高温消毒装置の消毒効果の実験を行った。具体的な実験内容は、高温消毒装置内部の温度が低い数か所に、大腸菌等のBIをそれぞれ作製・設置し、装置内部を75度で150分保持し、菌数測定を実施したところ、すべてのBIが検出限界以下であった（乙8号証の42・2ページ）。
- ② 本実験では菌を懸濁させた液状のBIを使用し、乾燥した菌は用いていない。液状の菌と乾燥した菌では熱耐性は違うと思うが、100度の熱であれば芽胞菌以外は確実に死滅する（同号証2ページ）。
- ③ 芽胞菌以外の菌であれば、水分がなくなれば必ず死滅する。グラム陰性桿菌（ペスト、大腸菌等）であれば、特別な熱耐性を持つ細胞構造はないことから、乾燥した菌であっても100度の熱風で必ず死滅する（同号証2ページ）。

オ ■■■■■ 教授から聴取（平成29年12月15日）

（本件省令や本件噴霧乾燥器1の構造等を説明した上、本件噴霧乾燥器1が「殺菌ができるもの」であることを証明する方法等について聴取した結果）100度以上の乾熱で芽胞菌以外の細菌が死滅することは、様々な実験結果等でもすでに証明されていることであり、それを噴霧乾燥器の温度測定と乾熱滅菌器による消毒実験で証明するという方法は、最も適切な証明方法といえる（乙8号証の43・2ページ）。

カ 特定非営利活動法人■■■■■から聴取（平

成 29 年 12 月 18 日)

- ① 噴霧乾燥器で生物兵器は製造可能である。バイオ兵器製造に使用されるのは当然のことであり、テロリストにとっては「良い装置」である(乙 8 号証の 39・2 ページ)。
- ② ペスト菌は乾燥に弱い菌であり、耐熱性は 50 度くらいなので、噴霧乾燥器が発する 100 度以上の熱風で「殺菌できる」ことに間違いはない(同号証 2 ページ、丙 4 号証資料 13)。
- ③ 噴霧乾燥器でペスト菌粉末を製造した場合はスケーリング(噴霧ノズルや乾燥室内壁に付着した粉末が塊となること)が起こり得ると考えられるが、装置内部に 100 度以上の熱風を行き渡らせることで、最終的には焦げて灰になるため、塊となっていたペスト菌粉末も死滅する。商業ベースでは、殺菌前に洗浄工程を踏むことが多いようだが、生物兵器製造という観点であれば、製造後であっても噴霧乾燥器が発する熱風を当て続けることで「乾熱殺菌できる」といえる(乙 8 号証の 39・2 ページ、丙 4 号証資料 13)。

キ ■■■■■ 教授から聴取(平成 29 年 12 月 19 日)

- ① 100 度が 2 時間維持できるのであれば、ペスト菌は間違いなく死ぬだろう。
- ② 実際にペスト菌で検証することが望ましいが、似ている菌で代用して検証を行うことでも十分である。

(以上につき、乙 8 号証の 40・4 ページ)

ク ■■■■■ 大学教授から聴取(平成 29 年 12 月 19 日)

- ① 噴霧乾燥器の構造を聞いて、前述した実験方法(対象器の内部に菌を塗布して乾燥させたディスクを置いて乾燥運転する方法)で一つ問題なのが、強い風力がかかると、ディスクに塗布した菌が飛び散る可能性があるということである。ディスクの使用ができない場合には、■■■■ 教授が提案している、温度計測と乾熱滅菌器による実験が一番良い方法だと

思う。しかし、相手が「噴霧乾燥器と乾熱滅菌器では構造が違う」と主張してくる場合も考えられるので、可能なら対象器で実験を行った方が良いのは間違いない。

- ② 乾熱による消毒のデータであれば、大腸菌なら100度以上を30分で殺滅可能というデータを保有しているので、100度以上を30分以上維持できる機械なら、O-157は確実に殺滅可能である。

(以上につき、乙8号証の44・3ページ)

ケ ■■■教授による実験（平成30年2月19日付け回答）

外事一課長は、平成30年1月9日、■■■教授に対し、捜査関係事項照会書により、ウェルシュ菌及び大腸菌の殺菌試験について照会したところ、110度2時間、120度2時間の乾熱処理により大腸菌及びウェルシュ菌が死滅した旨の回答を得た。

なお、同実験では、菌液をペーパーディスクに含ませ22度ないし室温で約36時間乾燥させた後、乾熱滅菌器に入れる方法で行っている。

(以上につき、丙27号証、丙A65号証)

コ ■■■准教授による実験（平成30年5月21日付け回答）

外事一課長は、平成30年5月15日、■■■准教授に対し、捜査関係事項照会書により、腸管出血性大腸菌血清型O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果について照会したところ、同月21日付けで、同教授から、90度120分間の乾熱滅菌器による熱処理によって、乾燥状態であってもO157は死滅していることが明らかになった旨の回答を得た。

なお、同実験でも、前記ア（21ページ）と同様、噴霧乾燥器で粉末菌を製造することを想定した実験を行っている。

(以上につき、丙A59号証)

サ 警察庁科学警察研究所による実験（平成31年3月15日付け回答）

外事一課長は、平成30年6月21日、警察庁科学警察研究所長に対し、捜査関係事項照会書により、ペスト菌及び野兔病菌の殺菌の可否について

照会したところ、平成31年3月15日付けで、同所長から、75度以上1時間の乾熱温度条件で死滅した旨の回答を得た（丙15号証、丙10号証資料22）。

3 捜査方針の検討

- (1) 外事一課においては、前記1（13ページ）で詳述した噴霧乾燥器メーカー及びユーザーからの聴取により、噴霧乾燥器を一定時間空運転すれば内部に熱風が行き渡り殺菌が可能であること、噴霧乾燥器は商業用として使うのであれば装置内部を洗浄してから殺菌しているものの、洗浄はコンタミという製品の混入を防止するのが目的であり、軍事転用可能な貨物か否かの判断に際して、商業ベースの工程を考慮する必要はないと考えられることから、噴霧乾燥器を空運転して内部を殺菌することができれば、本件要件ハに該当することになると認めた（乙9号証2ページ、乙12号証1ページ、 3ページ、 2ページ、 3ページ）。
- (2) また、外事一課においては、前記2(1)（17ページ）で詳述した有識者からの本件要件ハに関する聴取により、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌は病原性・毒性が非常に強く、粉体化した場合にはいずれも生物兵器に該当すると判断できること、本件要件ハの「殺菌」は、同号に規定されている特定の細菌を死滅させてその感染能力を失わせることを意味すると考えられることから、本件要件ハに定める「殺菌」は、同号に規定されている細菌のうち、一種類以上を死滅させることが該当すると認めた（乙9号証2ページ、 4ページ、 3ないし5及び44ページ）。
- (3) そして、外事一課においては、噴霧乾燥器の殺菌実験を行うに当たって、食品等の粉末を製造する噴霧乾燥器に大腸菌等の細菌を入れて実験を行うことについて協力をしてくれる企業が見つからなかったことから（乙9号証3ページ、 5ページ）、前記2(2)（20ページ）で述べた有識者からの細菌の性質及び殺菌に関する実験等についての聴取により、噴霧乾燥器の実際の温度測定と乾熱滅菌器により実験する方法が最も科学的であり最も適切な

証明方法であると述べる有識者が複数いたこと、芽胞を形成しない菌（ペスト菌や大腸菌等）であれば、粉体が堆積した状態で乾熱処理をしたとしても、100度程度の乾熱で細菌が死滅する旨の有識者からの聴取結果を得たことなどを踏まえ、本件噴霧乾燥器1と同型機の所有者の協力を得て、大腸菌やウェルシュ菌が死滅するとされる温度・時間を同器内部の最も温度が低くなる場所で維持できるかの実験を実施することとした（乙9号証3ページ、乙12号証1及び2ページ、 4ないし6ページ、 5ページ）。

なお、外事一課員は、以下の本件各噴霧乾燥器と同型機を用いた乾熱実験を行うのと並行して、前記2(2)コ及びサ（25ページ）で述べた細菌の耐熱性実験を依頼した結果、本件噴霧乾燥器1と同型機のバグフィルタ下部の温度計測実験を行った際には、 准教授による実験により、腸管出血性大腸菌血清型O157が90度120分間で死滅することが判明しており（丙A59号証）、本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた最低温箇所の温度計測実験を行った際には、警察庁科学警察研究所による実験により、ペスト菌及び野兔病菌が75度以上1時間（丙10号証資料22）で死滅することが判明していた。

4 本件各噴霧乾燥器と同型機を用いた乾熱実験

(1) 本件噴霧乾燥器1の最低温箇所特定のための聴取

ア 警部補及び 巡查部長は、平成30年3月12日、アイエスジャパン株式会社（噴霧乾燥器及びそれに付随するCIP機能の設備を含めたシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社）技術営業部本部長に対し、一般的な噴霧乾燥器の図面を示して、噴霧乾燥器の最低温となる箇所について聴取したところ、熱風が上昇する特性があることを考えると、①装置末端の排風機後の管、②サイクロンの下部（回収容器との接合部分）、③バグフィルタの回収容器との接合部分を測定すれば装置内で最も温度が低くなる箇所が特定できるはずである旨を聴取した（丙A132号証、乙10号証3ページ、 5及び6ページ、 3及び4ページ、

8 ページ)。

イ また、警部補、 巡査部長及び 巡査長は、平成30年3月16日、 株式会社エンジニアリングカンパニーマーケティング部部長から、サイクロン内部は風が通りやすい構造になっており、気流の動きは弧を描きながら回収容器の底に向かって降下していくイメージであり、放熱がなければ入口温度とほぼ同程度の熱風がサイクロン下部まで行き届くこと、バグフィルタについては、排風口の位置が上部にあり、送風の力よりも排風器の引圧の力の方が強いため、下部にまで気流が届かない構造になっており、バグフィルタ内の温度は下部の方が上部よりも温度が20度くらい低いことが予想されることから、実験では、排風口の出口温度とバグフィルタ内の下部の温度も測定するべきだと思ふ旨を聴取した(乙15号証、 8及び9ページ)。

(2) 本件噴霧乾燥器1と同型機を用いた実験

ア 本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を特定するための実験

外事一課 警視(以下「 警視」という。)ほか7名は、平成30年3月22日、本件噴霧乾燥器1と同型機を用いて、上記(1)で 株式会社及び 株式会社が最低温となる可能性があることを指摘した3箇所を含む10箇所の温度測定実験を行ったところ、「バグフィルタの下部」が最低温となることが判明した(丙6号証)。

イ 本件噴霧乾燥器1と同型機のバグフィルタ下部の温度計測

外事一課 巡査部長(以下「 巡査部長」という。)ほか3名は、平成30年7月11日、本件噴霧乾燥器1と同型機を用いて、同器内部に熱風のみを送り込む空運転を実施したところ、バグフィルタ下部において、3時間7分にわたって117度以上の温度が継続した(丙7号証)。

(3) 本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた温度計測実験

ア 外事一課 警部補(以下「 警部補」という。)及び 巡査部長ほか3名は、令和元年5月9日、本件噴霧乾燥器2と同型機を用いて、

①「装置末端の排風機後にあるダクト内」、②「サイクロンの下部」の温度測定実験を行ったところ、「装置末端の排風機後にあるダクト内」において、3時間30分にわたって110度以上、4時間26分にわたって100度以上の温度が継続した（丙10号証資料10）。

イ ■■■警部補及び■■■巡査部長は、令和元年7月5日、アイエスジャパン株式会社技術営業部本部長に対し、本件噴霧乾燥器2の見取図及び製品カタログの写しを示し、本件噴霧乾燥器2の最低温となる箇所等について、以下の旨を聴取した（丙10号証資料9、乙10号証3ページ、■■■6、7及び43ページ）。

① 本件噴霧乾燥器2は、サイクロンの下部、つまり製品容器との接合部分にダンパーが標準装備されているが、このダンパーを設置することで、装置本体と製品容器との接合部分に蓋をして、粉体や熱風の行き来を遮断することができる。

② 噴霧乾燥器で粉体を製造する際、乾燥室以降は温度を上げる装置もないため、装置末端の排風機に向かうほど温度は低いと考えられるが、熱風は上部へと昇る特性があることも考慮すると、装置の下部に位置するサイクロン下部と製品容器との接合部分が、他の箇所と比べて温度は低くなることもあり得る。

③ 装置の構造上、これらの箇所（排風機とサイクロン下部）より低温になりそうなところはないことから、理論上、装置内部で最も温度が低くなる箇所は、「装置末端の排風機後にあるダクト」又は「サイクロンの下部」である。

なお、■■■警部補及び■■■巡査部長は、上記アの実験が行われるより以前に電話で■■■■株式会社から排風機とサイクロン下部が、理論上最低温箇所となることを聴取していたものの、安保管理課に対して捜査関係事項照会を行うに当たって聴取結果報告書が作成されていなかったため、改めて、同社を訪問して本件噴霧乾燥器2と同型機の見取図及び製

品カタログの写しを示して、最低温箇所を聴取した上で、聴取結果報告書（丙10号証資料9）を作成した（ 9及び10ページ）。

5 安保管理課に対する本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関する照会及び同課からの回答

(1) 本件噴霧乾燥器1について

外事一課長は、平成30年8月3日、捜査関係事項照会書により、安保管理課長に対し、本件噴霧乾燥器1の輸出規制該当性について照会したところ、同月10日付けで「同照会における添付資料の内容を前提とすれば（略）該当すると思われる。」との回答を得た（丙2、3号証）。

なお、同回答に至るまでに、外事一課員は安保管理課員に対して本件噴霧乾燥器1について、輸出規制の対象に該当するか否かの判断に係る相談をしており、その中で同課員は、本件噴霧乾燥器1が該当、非該当いずれの可能性もある旨を述べたことがあるが、いずれの発言も経済産業省内部での検討や確認が終わる前の当該職員らの個人的見解や意見を述べたものにすぎず、公的見解を述べたものではなかった（乙14号証1ないし3ページ、 3及び4ページ、 20ページ）。

(2) 本件噴霧乾燥器2について

外事一課長は、令和元年7月26日、捜査関係事項照会書により、安保管理課長に対し、本件噴霧乾燥器2の輸出規制該当性について照会したところ、同年8月9日付けで「同照会における添付資料の内容を前提とすれば（略）該当すると思われる。」との回答を得た（丙8、9号証）。

6 搜索差押えの実施

外事一課員は、以上の捜査結果に基づき、本件被疑事件1につき、平成30年10月1日付け東京簡易裁判所裁判官の発した搜索差押許可状に基づき、同月3日、関係各所の搜索差押えを実施し、証拠品を差し押さえた。

7 原告会社社員等に対する任意の取調べ

外事一課員は、平成30年12月11日から令和2年1月24日までの間、

原告大川原ら3名を除く原告会社社員等約50名に対し、それぞれ任意の取調べを実施したところ、原告会社エンジニアリング部に所属する者をはじめ複数の社員が、①原告会社製の噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造になっており、殺菌できる性能を有していること、②原告会社製の噴霧乾燥器は定型器等であれば輸出規制貨物に該当することなどを供述したほか、③通常、風量や温度等の条件を調整しながら装置を運転しているため、乾燥室内壁に粉体が付着することはほとんどなく、稀に微量の粉体が付着することはあるが、堆積するまでには至らないこと、④噴霧乾燥器で最も温度が下がる部分は、バグフィルタ下部であることなどを供述した（乙9号証5ページ、 33ページ、 7ページ、 11及び12ページ）。

具体的な供述は、以下のとおりである。

(1) 開発部責任者（平成30年12月11日）

- ① 100度前後の熱風を数時間継続すれば、大腸菌のような一般生菌は殺菌可能と思われるため、定型機は本件要件ハに該当すると思う（乙7号証の5・1ページ）。
- ② 噴霧乾燥器の入口温度を150度以上にすれば、装置の末端は100度以上出ているので、数時間継続すれば一般生菌は殺菌することが可能だと考える。ただし、空気乾燥熱では、何時間かけても耐熱性菌である芽胞菌は殺菌できないと理解している（同号証2ページ）。

(2) 原告会社社員である （以下「原告会社 」という。平成30年12月11日及び同月20日、平成31年1月16日）

- ① 原告会社製の噴霧乾燥器は、薬剤、熱風による殺菌は可能である。特に熱風については装置の性質上、装置内部に高温が行き渡る構造になっている（丙32号証の1・3ページ、丙32号証の2）。
- ② 有機物（食品、医薬品、菌等）を噴霧乾燥する場合には、風量や温度といった運転条件を調整することで、噴霧乾燥器内壁に粉体が付着しないようにするのが一般的である（丙33号証2ページ）。

- ③ 通常、有機物を噴霧乾燥する場合は、粉体が乾燥室内壁に付着することで風味・効能・臭いが変わってしまうことをユーザーが嫌がることから、風量や温度等の条件を調整しながら装置を運転しており、乾燥室内壁に粉体が付着することはほとんどない。稀に微量の粉体が付着することがあるが、堆積するまでには至らない（同号証3ページ）。
- ④ 有機物である生菌粉末を製造後、微量の粉体が装置内部に付着したとしても、原液を噴霧しない熱風運転に切り替えて長時間運転することで、噴霧乾燥器の構造上、装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになる（同号証3ページ）。
- ⑤ から、噴霧乾燥器内部のC I P洗浄ができない更に奥の部分で菌が発生し、殺菌用途で90度の熱風を要求していたため、その方法（装置の熱風入口温度を195度、排気温度160度で熱風運転させる方法）を提案し、実証実験を行い、当該箇所では90度の熱風を計測した。その後、先方から装置内部を精査した結果、菌の発生がなくなったとの説明を受け、この対応策は実現しなかった。この実証実験には原告島田も立ち会っている（丙34号証7ないし10ページ）。
- ⑥ 原告会社製の噴霧乾燥器のユーザーに90度の熱風で装置内部の乾燥・殺菌を行っている者がいる事実を鑑みても、原告会社が製造する噴霧乾燥器の定型器は、その構造上熱風が行き渡る構造になっているため、全て殺菌できるといえる（同号証11ページ）。

(3) 海外営業部次長（平成30年12月14日）

- ① （噴霧乾燥器の規制が始まった頃の）部内会議で、原告島田から、噴霧乾燥器が輸出規制の対象となったとの説明があり、要件イと要件ロについては説明があったが、本件要件ハについては特に触れられなかったと思う（乙7号証の2・1及び2ページ）。
- ② 本件要件ハの「殺菌」とは、菌が全て死滅したが、その死骸が残っている状態と認識しており、噴霧乾燥器を入口温度150～120度、出口温

度100度くらいの設定にして乾燥運転すれば、中にある菌は全て死ぬので、殺菌できるといえる。菌の種類や菌の耐性は分からないが、100度くらいで概ねの菌は死ぬので長時間運転で100度を保てば全ての菌は死ぬと思う（同号証2ページ）。

(4) 原告会社■■■■（平成30年12月14日）

原告会社製の噴霧乾燥器内部のサイクロン及び乾燥室内の圧力センサー等の部分は袋小路になっており、熱風が通り抜けられないため温度が下がると思う。長時間運転すればある程度上がると思うが、実際に測ったことはないのでのくらい上がるかは分からない。

(5) ■■■■・主任（平成30年12月17日）

- ① 本件要件ハ等の条文を見たのは初めてだが、条文を見て書いてある内容は、ほぼ理解できる（乙7号証の3・3ページ）。
- ② （本件要件ハについて説明したところ）理論上は熱風で殺菌はできるかもしれないが、滅菌はできないと思う。理由は、今まで機械を使って滅菌・殺菌を試したことがないため（同号証3ページ）。

(6) エンジニアリング部社員（平成30年12月18日）

- ① 噴霧乾燥器で菌を粉体化させた後、装置内部に残った菌を死滅させる方法として噴霧乾燥器が発する熱風を装置内に送り込む方法が考えられる。
- ② 空運転を長時間行えば、末端にまで相応の温度が行き渡るはずである。
- ③ 菌は生き物であるため機器内部を乾燥させながら末端まで100度程度になるようにして一定時間運転すれば、大腸菌であれば殺菌できるはずである。
- ④ 原告会社製の噴霧乾燥器は乾熱の方法により定置した状態で内部に残存する特定の菌を死滅することができ、規制要件に該当するので輸出規制貨物といえると思う。
- ⑤ 原告会社の輸出管理体制は杜撰であると思う。

（以上につき、乙10号証3及び4ページ、■■■■7及び8ページ）

(7) エンジニアリング部社員（平成30年12月19日）

- ① インターロックという既定の温度まで上昇すると装置が停止する機能を外せば、内部の温度が100度を超えるので滅菌はできないと思うが、殺菌はできると思う（乙7号証の4・2ページ）。
- ② （自分なりの見解を元に判定すると）要件イ、要件ロ及び本件要件ハの全てが該当するため、輸出規制該当器といえる（同号証3ページ）。

(8) エンジニアリング部グループ責任者（平成30年12月21日）

- ① （本件省令を示して技術者としての見解を求めたところ）本件要件ハについて、殺菌ならできると思う。噴霧乾燥器の熱風を当てれば芽胞菌は難しいが、熱に弱い菌は死滅するだろう（乙7号証の7・3ページ）。
- ② 噴霧乾燥器内部で一番温度が低くなるのは、バグフィルタから排気ファンのあたりである（同号証3ページ）。

(9) 原告■■■■（平成30年12月25日及び令和2年1月23日）

- ① 本件要件ハについて、殺菌方法としては、薬剤と温度、温度は乾熱や蒸気があると思う（乙5号証の1・3ページ）。
- ② 高温と乾燥という理屈で考えると殺菌できると思うが、機械を長時間回すためには、水で安定させないと火事になる可能性もあるため本件要件ハに該当するか微妙である（同号証3及び4ページ）。
- ③ バグフィルタの一番下は空気が流れにくいので温度が上がらず、風を通すのが難しいと思う（同号証4ページ）。
- ④ 噴霧乾燥器は、液体を噴霧せずに乾燥熱風を送り込むことは可能である。乾燥熱風を送り込めば、内部の温度も80度以上になるので一般生菌であれば、機器内部の生産ライン（製品が通る部分）を殺菌することはできる（乙5号証の2・1ページ）。

(10) 原告会社■■■■（平成30年12月25日）

- ① 滅菌殺菌の方法は薬剤や熱である。大腸菌は65度から死に始め、100度なら1分とかで死滅するので、殺菌できる可能性があるのは確実である

(乙5号証の3・2ページ)。

- ② 温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか温まらないが、時間をかければ温まる (同号証2ページ)。
- ③ 噴霧乾燥器を洗浄せずに空焚きした場合は、物性によっては炭化、発火するが、殺菌されることになると思う (同号証2及び3ページ)。

(11) 原告会社■■■■ (平成30年12月25日)

原告会社製の噴霧乾燥器内部には計測器(圧力計等)を設置しており、計測器は袋小路になっているため、熱風が流れないため、温度が上がらず、本件要件ハに該当しないと思う。

(12) エンジニアリング部社員 (平成31年4月10日)

- ① 原告会社製の噴霧乾燥器は高温が出るため、当然、殺菌はできる (乙7号証の8・1ページ)。
- ② 本件要件ハが「滅菌又は殺菌」であるならば輸出規制に該当する。噴霧乾燥器は高温が出るため、「殺菌」はもちろんできる (同号証5ページ)。

(13) エンジニアリング部部責 (令和元年9月25日)

- ① OAB10型の案件を担当したことで、熱風で菌を死滅させることができることを認識した。
- ② 平成25年9月27日に原告島田が作成した社内連絡書の本件要件ハの条件を見て、滅菌よりもレベルの低い殺菌が規制範囲となると、「殺菌はできるな」つまり、要件イと要件ロが該当する以上、原告会社製の噴霧乾燥器は規制該当器になると思った。
- ③ 平成25年10月7日の業務運営会議で、亡相嶋から「うちのは、ほぼ該当することはない」というような発言があったものの、なぜ非該当になるかの理由は一切なかった。
- ④ ■■■■ (乙7号証の9では■となっている。)の求めに応じて原告島田と原告会社■■■■ (前同) が出張し、乾熱による殺菌を実施した。
- ⑤ 噴霧乾燥器が発する熱風で内部を滅菌・殺菌できる機能を有していたこ

とは事実で、原告大川原以下幹部も認識していたことに間違いはない。原告大川原等の幹部は、平成25年10月に噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に追加され、本件要件ハによって、原告会社の噴霧乾燥器が規制該当器になる可能性があると判断しなければならなかった。

- ⑥ 原告会社製の噴霧乾燥器が非該当であることを示せなかったのであり、規制後全ての輸出案件を根拠がないまま非該当として不正輸出していたという事となる。

(以上につき、乙7号証の9・1及び2ページ)

(14) 社長特命室（元開発部部責）（令和元年11月26日及び同年12月3日）

- ① 噴霧乾燥器の仕組みと熱風温度及び大学教授から教養を受けた大腸菌に関する知識を踏まえると、「滅菌又は殺菌できる」と認められる（乙7号証の10・3ページ）。
- ② 稼働中の噴霧乾燥器で最も温度が低いのはバグフィルタ下部である。噴霧乾燥器内を移動する熱風は、高温のため自然とバグフィルタ内で上昇する。さらに、バグフィルタ内では上部から排気ファンに向けて吸気されるため、熱風は一気に上部に集められ、残った冷たい空気がバグフィルタ下部に溜まりやすくなる（乙7号証の11・1ページ）。

(15) 社員（令和元年12月10日）

- ① ODA-32を設計した当時、大腸菌であれば熱で死ぬだろうと思っていたし、体に害をなすのは大腸菌くらいなので、それであれば殺菌できているだろうと思っていた。逆に、熱に強い菌も知っていたので、乾燥での滅菌は厳しいということも分かっていた（乙7号証の1・3ページ）。
- ② （噴霧乾燥器は）生産運転では、機械内は全て同じ圧力になっているが、乾燥運転（殺菌運転）になると、入口、出口の両方のファンのバランスを調整し、乾燥室内を陽圧（プラス圧）にすることにより、窓付近の細かいところにも熱風を行き渡らせ、乾燥（殺菌）を容易にすることができる（同号証3及び4ページ）。

③ 本件要件ハの項目については、原告会社の人間としては、兵器を作る目的ではないので、除外ということにしてもらいたいが、技術者として、言葉だけ見れば、該当するものと思う（同号証4ページ）。

以上の原告会社社員の供述のほか、■■■■ 巡査部長は、原告会社のエンジニアリング部等の社員から、噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造になっている旨、乾燥室内に熱風を充満させる空運転ができる旨、熱風により殺菌はできると思う旨を聴取した（乙12号証3ページ、福田7ページ）。

8 原告大川原ら3名に対する任意の取調べ

外事一課員は、平成30年12月11日から令和2年2月26日までの間、原告大川原ら3名に対し、それぞれ任意の取調べを実施したところ、以下の旨を供述した。

(1) 原告大川原の供述（平成31年1月12日から令和2年2月26日までの間）

① 輸出規制前に、原告島田が「経産省の作った案文です。」と言って、経済産業省が作成した噴霧乾燥器の輸出規制案文を社長室にいた私のところまで持ってきた（丙A71号証1ページ）。

② 生物兵器製造可能な噴霧乾燥器の不拡散が規制趣旨だったことから、「細胞毒性のある抗がん剤のような高生理活性剤を製造できるレベルに特殊設計された一部の噴霧乾燥器のみだろう」と思っていたが、輸出規制案文には、要件イ、要件ロ、本件要件ハという3つの要件があったが、特殊設計というような限定的な文言等ではなかったため、この内容では、解釈次第で当社の噴霧乾燥器のうち、定型機であればノズル専用機であるRシリーズやNシリーズ、他の定型機や生産機であっても出荷時に2流体ノズルが搭載されていて、制御回路がノズル仕様にセットアップされている機種ならば該当する可能性があると思った（同号証2、6ないし8ページ）。

③ AGの規制テキストの英文をそのまま翻訳すれば「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」になると思うが、日本文の輸出規制案文には「毒素や病原性」などという文言等が反映されてい

なかったため、これではあらゆる用途の噴霧乾燥器が対象と読み取れる規制になってしまうと思った。つまり、英文のとおり毒素等を乾燥することができる特殊仕様の噴霧乾燥器に限定されなければ、原告会社の噴霧乾燥器は該当となる可能性がある、英文どおりの輸出規制になるよう経済産業省に要望する必要があると思ったため、私の考えを原告島田に伝え、指示した（丙A72号証3及び4ページ）。

- ④ 私は、平成24年当時、輸出規制案文どおりの輸出規制では広範囲な規制になってしまうと懸念を抱き、規制対象を限定してもらうため、原告島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したが、最終的には輸出規制が開始される際の規制文に反映されなかった（丙A72号証6ページ）。
 - ⑤ 規制に該当する可能性があることを認識した上で経済産業省に確認することなく、許可申請せずに警察の捜査が入るまで無許可で輸出し続けていたことは事実なので、不正輸出していたと言われても仕方がない（丙A73号証1ページ）。
 - ⑥ 平成25年9月頃、社長室において、亡相嶋、原告島田、私の3人で話し合った際、私が「殺菌はあんまりはっきりしない表現だなあ。これだと解釈によって申請する範囲が広がるんじゃないか。」旨の発言をし、亡相嶋は「何でもかんでも申請しなきゃいけない規制じゃないだろう。」旨の発言をしたが、この話し合いにより、原告会社の噴霧乾燥器を非該当で輸出するという方向性になったのかもしれない（丙A70号証）。
- (2) 亡相嶋の供述（平成31年1月15日から令和2年1月23日までの間）
- ① 私は、輸出規制については、原告会社として重要な問題であり、「該当品」ともなれば、輸出できない装置が出てくる可能性もあると思っていたため、噴霧乾燥器が輸出規制貨物に追加される件に関わり、担当の原告島田にアドバイスをしていた（丙A77号証2ページ）。
 - ② 噴霧乾燥器の輸出規制が施行される前に、経済産業省から送られてきた本件要件への記載を見て、経済産業省に何度となく申入れをしたのに、「殺

菌」の文字に対する定義が入っておらず、啞然とした（同号証7ページ）。

私は、原告島田に対し、「殺菌」の意味、解釈を経済産業省に確認するべきだと伝えた（同号証7ページ）。

その後のことについては、当然、経済産業省に確認の上、「非該当」として輸出していたものと思っていた（同号証7ページ）。

原告会社の方針は原告大川原に決定権があるため、「該非」を最終的に判断したのは、原告大川原のほうで、原告島田は担当者であるため、この2人が「非該当」と最終決定したものと思う（同号証7及び8ページ）。

- ③ 原告会社は、警察の捜査を受けるまでの間、原告会社製の噴霧乾燥器を全器「非該当」、つまり無許可で輸出していたが、この間には、本来輸出許可申請が必要であるものもあったと思う（丙A78号証1ページ）。

経済産業省に輸出許可申請を行わず「非該当」で輸出するという方針については、原告大川原が決定したことである（同号証1ページ）。

- ④ 原告会社が噴霧乾燥器を非該当で輸出するという方針を出したのは、平成25年8月頃、原告大川原が取引先でもある大川原製作所の■■■■専務らにお願いして、原告会社の噴霧乾燥器が該当器とならないよう、規制条件の中に、毒素や病原性を乾燥する専用の噴霧乾燥器に限定するような内容を盛り込むようパブリックコメントというかたちで経済産業省に提案したが、これが不採用になったとの連絡が入った後であったと記憶している（同号証2ページ）。

- ⑤ 平成25年9月頃になると思うが、社長室において、原告大川原、原告島田、私の3人で輸出規制開始後の対応について話し合い、「輸出許可申請を取った方がよいのでは」という話にもなったが、最終的には、原告大川原が「このまま非該当でいこう」という方針を決定した（同号証2及び3ページ）。私としては、規制の中に「殺菌」という語句が入っている以上、「該当するものもあるな」とは思った（同号証3及び4ページ）。

- ⑥ 原告会社としては、規制開始当時に経済産業省に対して規制内容の詳細

について確認していなかったことや、輸出規制に関する社内の判断基準を作らなかったことなどの問題があったと思う（同号証4ページ）。

⑦ 本件噴霧乾燥器1は、経済産業省に輸出許可申請を行うべきであったと思う（丙A80号証4ページ）。

(3) 原告島田の取調べ（平成30年12月11日から令和2年2月10日までの間）

ア 原告島田の供述内容

警部補は、平成30年12月11日から令和2年2月10日までの間、原告島田の任意の取調べを実施したところ、原告島田は、以下の旨を供述した。

① 私は、平成24年1月24日、経済産業省とCISTECの職員から、原告会社製の噴霧乾燥器で滅菌や殺菌ができるものはあるかと質問され、原告会社は粉体の曝露防止等の専用設計をした装置も製造していたが、噴霧乾燥器は滅菌や殺菌を主たる目的とした機械ではないため、「スプレードライヤの中での滅菌、殺菌の概念はない」と咄嗟に回答し、また、熱風を送り込み、噴霧乾燥器内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌が死滅すると考えていたため、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」と回答した（丙A83号証5ページ、丙A84号証10ページ、乙6号証の5・1ページ、乙6号証の18・1及び2ページ）。

これまでの取調べにおいて、噴霧乾燥器を空運転させる方法で内部を滅菌又は殺菌するという考えはなかったと話してきたが、噴霧乾燥器が発する熱風で、ある程度の菌を殺すことができると理解していた（丙A83号証5ページ、乙6号証の5・1及び2ページ）。

② 私は、噴霧乾燥器の規制がAGで合意される前に、訴外[]に対し、AGの規制文の「滅菌又は殺菌」（「sterilized or disinfected」）について、「蒸気滅菌」（steam sterilized）に限定するようにと提案したが、平成24年3月12日及び13日、訴外[]からメール及び電話

により、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないため、日本国としても蒸気滅菌に限定しないこととなった旨の説明を受けた（丙A86号証5及び6ページ、乙6号証の6・1及び2ページ、乙6号証の7・2ページ）。

その後、私は、原告大川原に対し、日本の案は通らず、あらゆる方法を含む「滅菌・殺菌」という広範囲な規制になる見込みであると口頭で説明した（丙A86号証6ページ、乙6号証の6・2ページ、乙6号証の7・2ページ）。

③ 平成24年12月19日、訴外[REDACTED]から私や亡相嶋に、AGで噴霧乾燥器の規制が合意されたとのメールが送られてきた。私は、蒸気滅菌が可能な専用の装置に限定するようにとの提案がAGで通らず、あらゆる方法により滅菌又は殺菌をすることができるものという条件となり、広範囲な規制条件を突きつけられた経緯があり、経済産業省が示した本件要件ハの内容（定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの）で本件省令が制定されてしまうと、規制が広範囲になり、一般貿易に支障等が出てしまい、原告会社製の定型器を輸出できなくなるおそれがあると不安になり、「capable of drying toxins or pathogenic」を政令あるいは省令に記載した方がよいと思う旨の意見、つまり、一般貿易に影響が出ないために、規制範囲を毒素や病原性微生物を乾燥するための専用の装置に限定するようメールで要請した（丙A88号証3、6ないし10ページ、乙6号証の9・2ページ、乙6号証の10・2ページ、乙6号証の29・2ページ）。

④ 私は、平成25年8月19日、経済産業省において、噴霧乾燥器に対する輸出規制の概要等の説明を受けた際、経済産業省作成の輸出管理に関する資料（丙A90号証添付の資料3「安全保障貿易管理について」）を確認して、不正輸出防止のポイントとして、噴霧乾燥器を輸出するに当たり、民生用途の場合であっても、輸出許可申請を行う場合があるこ

と、輸出する貨物の該非を判定する際は、その性能を自社で確認しなければならないことを改めて確認した（丙A90号証5、7、10ページ、乙6号証の15・1ページ）。

- ⑤ 平成25年8月22日、原告大川原が、株式会社大川原製作所の■■■■常務取締役、パブリックコメントに、以前原告会社が経済産業省に要望したものの聞き入れてもらえなかった規制条件である「毒素や病原性微生物を乾燥するために専用設計された装置に限定すること」を提出するよう要請したが、私は、「そもそも、毒素や病原性微生物のみを目的とした専用の噴霧乾燥器を製造するメーカーなどあるはずがないため、これは単に、規制逃れのための要望に過ぎない」と思った。

平成25年9月9日、経済産業省から私や原告大川原宛てに本件省令の最終修正案が送られてきたが、■■■■常務取締役のパブリックコメントは反映されなかった。

（以上につき、丙A90号証11、12及び15ページ、乙6号証の15・1及び2ページ）

- ⑥ 私は、平成25年9月下旬頃、社長室において、原告大川原及び亡相嶋に対し、「噴霧乾燥器の施行が間近に迫っています。」と説明したところ、亡相嶋が「経産省は考え方がおかしい。」といった発言をし、原告大川原は「うちの装置は定置での滅菌・殺菌ができないので非該当でいいのでは。」というような見解を示したが、その根拠についての説明はなかった。

その後、平成25年10月7日の原告会社の業務運営会議において、原告会社製の噴霧乾燥器は非該当とする方針が決まったが、原告大川原や亡相嶋から「定置での滅菌又は殺菌ができない」という根拠や、該非の線引きについての説明は一切なかった。

本来であれば、製造メーカーとして非該当であるとの検証結果や該非の判断基準を添えて経済産業省に確認する義務があったが、私、原告大

川原及び亡相嶋は、根拠なく本件要件ハの規制要件を非該当として、原告会社製の噴霧乾燥器を輸出することに踏み切った。

また、現在、原告大川原や亡相嶋は、規制に該当する装置は、高度な殺菌ができるもの、高生理活性のものといった具体的な話をしているが、私は、噴霧乾燥器の輸出規制前後において、このような該非の線引きをこの2人から聞いた覚えは一切なく、これらは警察の捜索が入った後に言い出したことである。

(以上につき、丙A92号証5ページ、8ないし11ページ、乙6号証の7・3ページ、乙6号証の9・2ページ、乙6号証の15・2ページ、乙6号証の21・1ページ、乙6号証の26・2ページ、乙6号証の27・2ページ)

⑦ 本件噴霧乾燥器1は、本件要件ハについて、乾熱により殺菌できるものとして該当と判定しなければならないところ、平成25年10月の輸出規制直前に、原告大川原、亡相嶋、私で規制後の対応策を話し合った際、3人とも条文上、原告会社の定型器が該当する広範囲な規制であることを承知の上、民生用途であれば、本件要件ハを非該当として問題ないという方針が決まり、本件噴霧乾燥器1も非該当にしたものと思う(丙A96号証14ないし16ページ、乙6号証の15・2ページ、乙6号証の27・2ページ)。

⑧ 令和元年6月18日及び同年9月5日に、私と亡相嶋と2人で話した際、(輸出規制開始前に)私が亡相嶋から本件要件ハの意味することを経済産業省に確認するよう指示を受けたことはないと伝えたが、亡相嶋から具体的な返事はなかった。

私が亡相嶋から経済産業省に確認する旨の指示を受けたなどという覚えはないため、亡相嶋は、責任逃れを考えているのかもしれない。

また、平成24年2月にCISTECで実施された規制条件等に関する打合せで、亡相嶋が怒った理由について確認したところ、亡相嶋は、

「スチームが外されて殺菌になったからだよ。どういったものが含まれるか分かってねえで、殺菌だけだとかなり広範囲になるのに、あいつらは何も分かってねえからだよ。」と言った。

(以上につき、丙A97号証、乙6号証の24・1ページ、乙6号証の29・1ページ)

- ⑨ 本件噴霧乾燥器1の内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはずである(乙6号証の36・1ページ)。

イ ■■■警部補による原告島田の取調状況

(ア) 供述調書を作成する前のドラフトの作成について

■■■警部補は、原告島田の供述調書を作成する際、本件各被疑事件に係る供述内容が多岐に及ぶ上、取調べの初期の段階において、原告島田の供述が客観的事実と矛盾することが多かったこと、視覚的に分かりやすく■■■警部補と原告島田が互いに供述及び認識等を確認するのに有用であることから、供述を白紙にベタ打ちで印字したもの(以下「ベタ打ち調書」という。)を原告島田に閲覧させ、相互の認識のすり合わせを行った(乙10号証4ページ、■■■8及び9ページ)。この際、■■■警部補は、原告島田が修正を申し出た場合には、ベタ打ち調書にペンで書き込んで修正を行った(■■■9ページ)。

■■■警部補は、原告島田のベタ打ち調書の確認修正、■■■警部補と原告島田の認識のすり合わせが終わった段階で、原告島田の修正をベタ打ち調書に反映させた後、ベタ打ち調書の内容を供述調書の書式に転記するかたちで、原告島田と確認した供述内容を供述調書に録取した(乙10号証4ページ、■■■9ページ)。

■■■警部補は、原告島田の供述内容を録取した供述調書を同人に閲覧させると、原告島田は、1枚1枚じっくり閲読し、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した(乙10号証4ページ、■■■9ページ、■■■10ページ)。この際、原告島田は、供述調書の閲覧が終わると、「はい、こ

れで大丈夫です。」などと述べていたため、[]警部補は、原告島田が供述調書の記載内容に納得していると認識していた（[]10ページ）。

なお、[]警部補は、ベタ打ち調書の段階で、原告島田に対する供述内容の読み聞かせを行っていた（[]9及び10ページ、[]9及び10ページ）。

(イ) ペンの貸与について

[]警部補は、取調べ中に原告島田からペンの借用の申し出があったが、ペン等の先端が鋭利な物品は凶器となり得るものであり、他の取調べにおいても、供述調書に署名する場合など必要な場合を除いてペンを貸与しないようにしていたため、原告島田に対しても同様の対応をし、ペンの借用の申し出に応じなかった。この際、[]警部補は、供述調書への署名のために原告島田にペンを貸し出す際以外は、原則、背広又はワイシャツの胸ポケットにペンを入れており、[]警部補自身がペンを使用後一時的に机上に置くことはあっても、原告島田がペンを取ろうとした際にすぐさま制止できるよう、[]警部補の目前で、原告島田が手を伸ばしてもすぐに届かない位置にペンを置くなど、自傷行為や受傷事故防止のための特段の配慮をしていた。

（以上につき、乙10号証4及び5ページ、[]10及び11ページ）

(ウ) 原告島田の供述の録取について

[]警部補は、原告島田が、①CIP機能付きの噴霧乾燥器が規制要件に該当すると考えていた旨、②CISTECのガイダンスに従って非該当と判断した旨、③乾熱殺菌を一切発想したことがなかった旨を供述したことがあったが、①噴霧乾燥器の規制が開始される前に経済産業省から「殺菌」の方法はあらゆる方法が含まれると伝えられていた旨（乙6号証の5・2ページ、乙6号証の10・1ページ）及び原告島田や亡相嶋は警察の捜索が入るまでCIP機能付きが該当とは一言も言っていなかった旨（乙6号証の21・1ページ）を供述し、②原告会社として規

制に対する線引きが不明確なまま、該非の判断基準もなく、輸出管理が杜撰であった旨（乙6号証の7・3ページ、乙6号証の9・2ページ、乙6号証の23・1ページ、乙6号証の31・2ページ、乙6号証の38・1ページ）を供述し、㊸輸出規制の責任者として経済産業省と数多くのメールのやり取りをしているもののCIP機能付きの噴霧乾燥器が規制要件に該当すると考えているというような内容のメールがなかったこと（■■■■11ページ）、経済産業省との初期の打合せにおいて、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」と回答していること（丙A83号証添付の資料3、■■■■11ページ）、同回答内容からすれば自身は噴霧乾燥器を空焚きすれば装置内部を滅菌・殺菌できると考えていたということである旨（乙6号証の5・1ページ）及び噴霧乾燥器を空焚きすれば装置内部が高温となり内部を殺菌できることは当たり前である旨（乙6号証の36・1ページ）を供述するなど、明らかに客観的事実やそれまでの供述と矛盾する供述をしており不自然であったため、上記㊸ないし㊹の点を指摘して、客観的事実等と矛盾する供述であることが明らかであるにもかかわらず当該供述を供述調書に録取することはできない旨を説明したところ、原告島田は、「それはそうです。」などと述べて納得した上で、供述調書の内容に誤りがないことを1枚1枚確認して、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した（乙10号証5ページ、■■■■9、11及び12ページ）。

(I) ■■■■警部補の発言について

■■■■警部補は、原告会社が中華人民共和国に作った合弁会社から、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていた事実を把握していたことから、本件任意取調べ中に原告島田に対してその旨を告げたところ、原告島田から詳細を質問されたため、捜査中であり、詳しいことを回答することはできない旨を伝えた（乙10号証5ページ、■■■■12、13及び50ページ）。

また、[REDACTED]警部補は、発言した内容を供述調書にしてもらえないなら協力したくない旨を原告島田が述べた際、供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が述べたことを一言一句そのまま書類に記載するものではない旨を説明したが、原告島田の供述を供述調書に録取しないと述べていない（乙6号証の18、乙10号証5ページ）。

そして、[REDACTED]警部補は、原告島田に対し、「過去の不正輸出の事例ではほとんどが逮捕されていますけど、島田さんは輸出規制の担当者、責任者として自分はどのように考えていますか。」などと過去の事実を伝えて原告島田の責任者としての見解を問いただしたり、原告島田が「え、何ですか、え、何ですか。」と繰り返し述べて、[REDACTED]警部補の質問をはぐらかしたり、正対しない態度を示したため、「[REDACTED]さんみたいになりたいんですか。」と、真実をありのまま話してもらいたいという思いで説得した（乙10号証5及び6ページ、[REDACTED]13及び14ページ）。

9 捜索差押えの実施及び原告大川原ら3名の逮捕

外事一課員は、本件被疑事件1につき、令和2年3月10日付け東京簡易裁判所裁判官の発した捜索差押許可状に基づき、同月11日、関係各所の捜索差押えを実施し、証拠品を差し押さえた。

外事一課においては、前記1ないし6の捜査結果により、本件各噴霧乾燥器が要件イ、要件ロ及び本件要件ハのいずれの要件も満たす性能を有していると判断し、前記7及び8の取調べ結果により、原告大川原ら3名が共謀の上、本件各噴霧乾燥器が上記性能を有していることを認識しながら、経済産業大臣の許可を受けずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したものと判断し、さらには、

- (1) 原告大川原及び原告島田は、噴霧乾燥器の輸出規制が開始される前に、2回にわたって、経済産業省に対し、原告会社の噴霧乾燥器が輸出規制に該当しないようにするため規制案文を変更するよう働きかけていたこと（前記8

- (1)、同(2)⑤、同(3)ア②、③及び⑤)
- (2) 亡相嶋は、噴霧乾燥器の輸出規制が開始される前に本件要件ハの「殺菌」の解釈を経済産業省に確認するよう原告島田に伝えたと供述し（前記8(2)③）、原告島田は、亡相嶋から当該指示を受けた事実はないと供述するなど（前記8(3)ア⑧）、犯意に関連する各人の供述が相反すること
- (3) 原告島田は、原告大川原及び亡相嶋が取調べにおいて説明している「高度な殺菌ができるもの」、「高生理活性のもの」が該当との供述につき、噴霧乾燥器の輸出規制前後において、この2人がそのような話をしていたことはなく、警察の捜索が入った後に言い出したと供述するなど（前記8(3)ア⑥）、原告大川原及び亡相嶋と相反する供述をしていること
- (4) 共謀について、原告大川原は、原告大川原ら3名の話し合いにより非該当で輸出する方向性になったかもしれない旨を供述し（前記8(1)⑥）、亡相嶋は、原告大川原ら3名で話し合い、輸出許可を申請した方がよいのではないかという話にもなったが、最終的に原告大川原が非該当で輸出するという方針を決定した旨を供述し（前記8(2)⑥）、原告島田は、原告大川原ら3名で話し合った際、3人とも原告会社の定型器が該当する広範囲な規制であることを承知の上、民生用途であれば本件要件ハを非該当として問題ないという方針が決まり、本件噴霧乾燥器1も非該当にしたものと思う旨を供述するなど（前記8(3)ア⑦）、原告大川原ら3名で話し合いをした事実については整合するものの、話し合いの内容について三者三様の供述をしていることから、原告大川原ら3名が犯意や共謀に関して曖昧な供述をしていると判断し、加えて、原告会社は、外事一課員による社員の取調べに対して、社員に供述内容等を逐一報告させるなどしている事実も判明した（乙9号証5ページ、 12及び13ページ）。

以上の捜査結果から、外事一課においては、原告大川原ら3名には、本件各被疑事件に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があり、罪証隠滅のおそれもあると判断し、本件被疑事件1につき、令和2年3月10日付け

東京簡易裁判所裁判官の発した逮捕状に基づき、同月11日、原告大川原ら3名を通常逮捕し（乙9号証5ページ、 13ページ）、同人らに対して以下のとおり弁解録取及び取調べを実施した。

10 原告大川原ら3名に対する本件被疑事件1に係る逮捕後の取調べ等

(1) 原告大川原に対する取調べ等（令和2年3月11日）

外事一課員は、原告大川原から弁解を録取した後、取調べを実施したところ、同人は、原告会社製の噴霧乾燥器が規制に該当する可能性がなくはないことを認識しながら、経済産業省に確認することなく無許可で輸出し続けていたことは事実であり、事前に確認して許可申請して輸出すべきであったなどと供述した。

(2) 亡相嶋に対する取調べ等（令和2年3月11日）

ア 弁解録取

外事一課員は、亡相嶋から弁解を録取したところ、同人は、原告会社の噴霧乾燥器に対する輸出規制対応は、原告大川原ら3名で話し合ったが、最終的には原告大川原の責任であること、本件噴霧乾燥器1は、本来、該当器として経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いないことなどを供述した（丙40号証）。

イ 取調べ

外事一課員は、亡相嶋の取調べを実施したところ、同人は、原告会社としては、噴霧乾燥器の輸出規制開始に当たり、本来、輸出規制条件に照らした該非判定の判断基準を明確に示し、また、不明な点があれば経済産業省に確認した上で対応するなど、適正な輸出管理に努めるべきであったこと、本件噴霧乾燥器1は、要件イ及び要件ロに該当することは明らかであり、本件要件ハについては、「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性があると思っていたため、経済産業省に輸出許可申請をしておけばよかったことなどを供述した（丙41号証）。

(3) 原告島田に対する取調べ等（令和2年3月11日）

ア 本件弁解録取

(ア) 警部補は、原告島田に対し、逮捕状記載の被疑事実の要旨^{*1}を示して「この事実で間違いないですか。」と告げたところ、原告島田は「はい。」と答えた（ 15 ページ）。

続いて、警部補は、原告島田に対し、「何か言いたいことはありますか。」と弁解の機会を与えたところ、原告島田は「逮捕ですか。」と述べた（同 15 ページ）。

(イ) 警部補は、「私は、弊社の噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき、経済産業省に該非の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出したことに間違いありません。」などを記載したベタ打ち調書を作成して印字し、原告島田にその内容を確認させたところ、原告島田は、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき」（本件箇所）というところが違う旨、原告大川原と亡相嶋から指示されたわけではない旨を述べた（乙 10 号証 6 ページ、 15 及び 16 ページ）。

*1 被疑者島田順司は、神奈川県横浜市都筑区池辺町 3 8 4 7 番地に本店を置き、乾燥装置、焼却装置、廃棄物処理装置の設計、製造及び販売等を業とする大川原化工機株式会社の役員として海外営業開拓を担当していたもの、大川原正明は、同社の代表取締役として業務全般を統括していたもの、相嶋静夫は、同社の顧問として経営全般を管理していたものであるが、被疑者は、大川原正明及び相嶋静夫と共謀の上、同社の業務に関し、外国為替及び外国貿易法第 4 8 条第 1 項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出貿易管理令別表第 1 の 3 の 2 の項（2）5 の 2 に該当する貨物である同社製噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」1 セットを、同大臣の許可を受けないで中華人民共和国に向けて輸出しようとして、平成 2 8 年 6 月 2 日、神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 2 5 番地所在の大黒ふ頭 T-9 号ターミナルにおいて、情を知らない の係員らをして、同噴霧乾燥器 1 セット（輸出申告価格 1 7, 7 6 3, 1 0 0 円）を、貨物船である MILD TEMPO に積載させて、中華人民共和国を仕向地として輸出し、もって同大臣の許可を受けないで貨物を輸出したものである（甲 3 3 号証の 2 参照）。

(ウ) ■■■警部補は、本件任意取調べにおいて、原告島田が、原告大川原や亡相嶋の指示に基づいて非該当で輸出したとか、同人らと話し合っただけで非該当で輸出したと供述しており、これまでの原告島田の供述と矛盾していると認識したため、①これまで、原告会社として非該当とする方針というのは、原告大川原ら3名で決定したと供述していたこと、②噴霧乾燥器が規制される直前で社長室において、原告大川原が「うちのは非該当でいいのではないか」との見解を示したため、原告会社としての方針が決まったと供述していたことを告げ、「社長、相嶋専務の了承なく、島田さん一人で決めることはあるんですか。」と問いただしたところ、原告島田は「納得いかないが、確かにそれはそうです。」などと述べた（乙10号証6ページ、■■■16ページ）。

(エ) ■■■警部補は、原告島田が上記のベタ打ち調書の内容に納得したものと判断し、ベタ打ち調書の内容を弁解録取書①に転記した後、弁解録取書①を読み聞かせた上、閲覧させたところ、原告島田は、納得した様子で、誤りのないことを申し立てて、欄外に指印した後、末尾に署名及び指印した（丙A125号証2ページ、乙10号証6ページ、■■■16及び17ページ）。

(オ) その後、弁解録取書①を見ていた原告島田が、やはり内容が違う旨、確認しないで署名した旨、私の言っていないことが入っている旨、原告大川原及び亡相嶋と「非該当で輸出する」と決めたわけではない旨、弁解録取書①をなかったことにしてほしい旨を述べたため、■■■警部補は、改めて原告島田から弁解を録取したところ、原告島田は、「社長と相嶋専務から指示された非該当で輸出するという方針に基づき、やはりこの部分が納得できません。この部分がなかったらまた署名します。この書類はなかったことにしてもらいたい。」などと述べた（丙A125号証2及び3ページ、乙10号証6ページ、■■■17及び18ページ）。

■■■警部補は、弁解録取書①から、本件箇所を削除した弁解録取書②

を作成してその内容を確認させたところ、原告島田は、その内容をじっくりと読んだ上で、「はい、これで大丈夫です。」と述べて、弁解録取書②の欄外に指印した後、末尾に署名及び指印し、「先ほどの書類（引用者注：弁解録取書①）はなかったことにしてください。」などと述べたため、[]警部補は弁解録取書①を二つ折りにし、取調室机の上に置いていた不要文書用の茶箱に入れた（丙A107号証、丙A125号証3ページ、乙10号証6及び7ページ、[]18ページ）。

(カ) その後、[]警部補は、弁解録取書②を作成したことにより弁解録取書①は送致不要であるとの誤った認識により、弁解録取書①を不要文書用の茶箱に入れたこと自体を失念し、他の不要文書とともに裁断機で裁断した（丙A125号証3ページ、乙10号証7ページ、[]18、19及び35ページ）。

イ 取調べ

[]警部補は、原告島田の取調べを実施したところ、同人は、経済産業省から、本件要件ハに関して、乾熱、薬液等のあらゆる方法による「滅菌又は殺菌をすることができるもの」という包括的な条件を示されたことから、原告会社の噴霧乾燥器が規制に該当してしまうという不安な気持ちになったこと、我々の業界において、装置内部を滅菌又は殺菌する一般的な方法は、蒸気、薬液、乾熱によるものであること、原告会社製噴霧乾燥器の輸出規制該当性を懸念しながら、本件噴霧乾燥器1を無許可で輸出したことに間違いのないことなどを供述した（丙108号証2及び3ページ）。

(4) 事件送致

外事一課長は、令和2年3月12日、本件被疑事件1を検察官に送致した。

なお、原告大川原ら3名は、上記以降の取調べを黙秘した。

11 原告大川原ら3名の再逮捕及び取調べ等

前記9（47ページ）で述べたとおり、外事一課においては、原告大川原ら3名には、本件被疑事件2に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由

があり、罪証隠滅のおそれもあると判断していた上、原告大川原ら3名が本件被疑事件1で逮捕後、黙秘に転じたことも踏まえ、本件被疑事件2につき、令和2年5月21日付け東京簡易裁判所裁判官の発した逮捕状に基づき、同月26日、原告大川原ら3名を通常逮捕（再逮捕）し、同人らに対して以下のとおり弁解録取及び取調べを実施した。

(1) 原告大川原に対する弁解録取及び取調べ

外事一課員は、原告大川原に対し、弁解録取及び取調べを実施したところ、同人は、弁解録取において、本件噴霧乾燥器2を輸出はしていると思うが亡相嶋や原告島田と共謀はしていない旨を供述し、取調べにおいて、本件噴霧乾燥器2を大韓民国に輸出する際、経済産業大臣に許可申請することなく輸出したことは間違いない旨を供述した（丙A102号証）。

(2) 亡相嶋に対する弁解録取及び取調べ

外事一課員は、亡相嶋に対し、弁解録取及び取調べを実施したところ、同人は、いずれにおいても、自身は関与していない旨を供述した。

(3) 原告島田に対する弁解録取及び取調べ

外事一課員は、原告島田に対し、弁解録取及び取調べを実施したところ、同人は、いずれも黙秘した。

(4) 事件送致

外事一課長は、令和2年5月27日、本件被疑事件2を検察官に送致した。

12 公訴提起後の捜査経過等

(1) ■■■■■ 検事は、原告会社及び原告大川原ら3名について、本件被疑事件1につき令和2年3月31日、本件被疑事件2等につき令和2年6月15日、それぞれ東京地方裁判所に公訴を提起した（甲34号証及び甲36号証）

(2) 原告らは、本件被疑事件2の公訴提起から約4か月が経過した令和2年10月19日、本件噴霧乾燥器1につき、「乾燥室測定口」の最高温度が53.0度（甲15号証1ページ）、本件噴霧乾燥器2につき、最低温度となる箇所は「乾燥室測定口」であり、最高温度が59.2度（甲16号証1

- ページ) になるとの実験結果を示した (甲 9 1 号証)。
- (3) 外事一課員は、令和 2 年 1 2 月 9 日、清水准教授から、5 0 度 9 時間の熱処理で「EHEC O 1 5 7 S a k a i 株」を完全に殺菌することが可能であるとの実験結果を得た上、同株は大腸菌の中でも比較的熱に強い抵抗性を持っており、外為法で規制されている細菌の中でも、コレラ菌や志賀赤痢菌、チフス菌、ペスト菌等の芽胞を形成しない菌は、大腸菌より熱に対する抵抗値が低いと言われているため、5 0 度の熱処理を行えば、大腸菌より時間をかけずに死滅させることが可能であると思う旨を聴取した (丙 A 5 5 号証 3 ページ、丙 A 5 6 号証 5 ページ)。
- (4) 原告らは、令和 3 年 3 月 2 7 日付けで、本件各噴霧乾燥器と同型機を用いて、デキストリン溶液 (デンプンで作られたもので、粉末食品の分散性向上等の目的で様々な食品に利用されているもの) の噴霧乾燥運転を行ったところ、本件噴霧乾燥器 1 と同型機につき、「乾燥室測定口」の最高温度が 3 4 . 8 度 (甲 1 7 号証 1 ページ)、本件噴霧乾燥器 2 と同型機につき、同箇所の最高温度が 3 8 . 0 度 (甲 1 8 号証 1 ページ) になるとの温度測定実験結果報告書を作成した。
- (5) ■■■■検事は、上記(4)の原告らが行った実験結果が噴霧乾燥器の壁面等に着した粉体を落とすエアノッカーという機能をオフにして行われており、原告らの乾熱実験は、実際に想定される乾熱殺菌の状況よりも多量の粉体が堆積した状態で行っている可能性があるため、外事一課に対し、エアノッカーをオンにして、粉体を堆積させた状態での乾熱実験を行うよう依頼した (丙 3 7 号証 3 ページ、■■■■ 7 及び 8 ページ)。これを受けて、外事一課員が、令和 3 年 6 月 1 5 日、本件噴霧乾燥器 2 につき、エアノッカーをオンにした上、デキストリン溶液の噴霧乾燥運転を行った結果、「乾燥室測定口」の温度が 5 7 . 9 度となることが判明した (丙 3 7 号証 3 ページ、駒方 8 ページ)。
- (6) 原告らは、令和 3 年 6 月 2 2 日、本件噴霧乾燥器 2 と同型機で大腸菌の粉体を製造した上、恒温槽という機器を用いて乾熱処理を実施した場合、粉体

層の厚さが少なくとも1ミリ以上であれば、大腸菌が死滅しないことが確認されたという実験結果、並びに本件噴霧乾燥器1と同型機で大腸菌の噴霧乾燥（粉体製造）及び9時間の乾熱運転（殺菌）を行ったところ、「乾燥室測定口」では大腸菌が死滅したものの、「サイクロン入口測定口」では大腸菌が死滅せず、また、本件噴霧乾燥器2と同型機においても同様の実験を行い、「乾燥室測定口」及び「サイクロン入口測定口」で大腸菌が死滅しないという実験結果を示した（甲83号証、甲19号証1及び2ページ、甲20号証1、2、5及び6ページ、甲21号証1、2及び5ページ）。

- (7) ■■■■検事は、外事一課に対し、粉体化した細菌について50度での乾熱実験を行うよう依頼し、同課員は、大腸菌粉体の入手が困難であることを踏まえ、■■■■准教授に依頼して、熱耐性が大腸菌と同程度と思われる乳酸菌を使用して乾熱処理を行ったが、50度96時間の乾熱実験によっても死滅することはなかった（丙37号証3ページ、■■■■10ページ）。

13 公訴取消し及び公訴棄却決定

■■■■検事は、令和3年7月30日、原告会社、原告大川原及び原告島田につき、公訴を取り消す旨の申立てを行い（甲108号証）、東京地方裁判所裁判官は、同年8月2日、同人らの公訴を棄却する決定をした（甲111号証）。

第4 外事一課において原告大川原ら3名を逮捕すると判断したことに国賠法上の違法がないこと

前記第3で述べた本件における事実関係のとおり、外事一課においては、噴霧乾燥器メーカー及びユーザー、有識者からの聴取結果等を総合的に判断して、本件省令2条の2第1項2号に規定されている特定の細菌が乾熱滅菌器で死滅する温度・時間を測定し、本件各噴霧乾燥器と同型機を用いて乾熱実験を実施することで、本件各被疑事件を立証する方針をとることとし、これらの実験結果等の捜査結果に基づき、輸出管理規制に係る政省令等の解釈運用を行っている経済産業省（安保管理課）に対し、本件各噴霧乾燥器の輸出規制該当性に係

る照会を行い、それらの回答を得た後、原告大川原ら3名を含む原告会社社員に対する取調べを実施し、原告大川原ら3名が本件各被疑事件の被疑事実に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由（犯罪の嫌疑）及び罪証隠滅のおそれがあると判断し、逮捕状の発付を得て原告大川原ら3名を逮捕したものであって、かかる判断は合理的なものであったというべきである。

そして、前記第3で述べた捜査の経過、捜査により収集した各証拠資料からすれば、当該証拠の評価について、法の予定する一般的な警察官を前提として、通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、到底その合理性を肯定することができないものであったということはできないから、外事一課において原告大川原ら3名を逮捕したことに国賠法上の違法はない。

これに対し、■■■■警部補及び■■■■警部補は、外事一課による捜査全般をるる批判して原告らの主張に一部沿う証言をするとともに、特に、■■■■警部補にあつては、外事一課員が本件各被疑事件をねつ造したなどと証言する。

そこで、以下においては、まず、■■■■警部補及び■■■■警部補の証言は、伝聞、感想ないしは憶測が多分に含まれている上、本件で提出されている各証拠や他の証人の信用性が高い証言と明らかに矛盾しており、総じて信用性がないと認められることを主張した上（後記1）、本件要件ハの解釈に関する争点（本件要件ハに係る争点①ないし③）（後記2）、本件要件ハ該当性を証明するための実験に関する争点（本件要件ハに係る争点④及び⑤）（後記3）につき、それぞれにおける外事一課としての判断に国賠法上の違法がないことを主張する。

1 ■■■■警部補及び■■■■警部補の証言の信用性について

(1) ■■■■警部補の証言

ア 総論

■■■■警部補は、自身が署名押印した陳述書において、「実験を行ったときから5年ほど経過しているため、詳細についてはあまり記憶がありません。」（乙11号証1ページ）と、自身が直接携わった実験についてでさえ

も記憶がないと陳述していたにもかかわらず、原告ら訴訟代理人からの質問に対しては、「はい」、「いいえ」、「そうですね」などと淀みなく回答しており、この点のみをもってしても不自然というほかない。

また、**警部補**は、原告ら訴訟代理人から、公安部が経済産業省の運用に乗じて事件をでっち上げたというふうに言われても否認しないのではないかと問われ、「まあ、ねつ造ですね。」「結局、幹部がねつ造しても、その上には指揮監督する者は何人かいたわけですから、その自覚をしていれば防げたと思います」などと証言する（**24**及び**25**ページ）。

しかしながら、「ねつ造」とは、「事実でないことを事実のようにこしらえること」を意味するところ（岩波書店刊・広辞苑〔第7版〕）、本件各被疑事件の捜査において、捜査員が具体的に、いかなる部分を「ねつ造」したのか、**警部補**自身も証言することができないことに加え、本件各被疑事件を立件した理由については、「捜査員の個人的な欲というか、動機がそうだったのではないかと私は考えます。」「年齢があつて、定年も視野に入ってくると、自分がどこまで上がれるのかと、そういったことを意識されたのではないかなと思います。」と証言するなど（**38**及び**40**ページ）、具体的な根拠もない単なる憶測を「捜査員の個人的な欲」などと批判的な表現をすること自体、証言全体の信用性を低めるものと評価されるべきである。

そして、**警部補**は、「警視総監が承認した事件」という表現を用いて（**25**ページ）、本件各被疑事件に関して警視総監が何らかの判断や決定をしたかのような証言をしているが、その後、被告東京都指定代理人から、警視庁には部長指揮事件はあるが、警視総監指揮事件がないのを知っているかと問われ、「（警視総監）指揮事件ではないです。」と、即座に前言を翻し、自身の証言が事実と異なることを認めているのである（**32**ページ）。

このように、**警部補**の証言は全体的に不自然であり、具体的な根拠

もない個人の憶測が多分に含まれているものであって、総じて信用性が低いと認められる。

イ 経済産業省の本件要件ハの解釈に関する証言

警部補は、経済産業省は、外事一課が考えていた本件要件ハの解釈（殺菌とは、機器装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を死滅させることとの解釈。丙A126号証）に同意していなかったが、平成30年2月8日にガサ（搜索差押えのこと）はよいと外事一課の解釈に同意する方針に変わり、その理由は「公安部長が動いた」からである旨証言する（17及び18ページ）。

しかしながら、そもそも、警部補は、外事一課員と安保管理課員との打合せには参加していない上、警視庁公安部長（以下「公安部長」という。）が具体的にどのように動いたのか証言することもできず、被告東京都指定代理人から、公安部長が動いたからいけるみたいな文言がメモに書いてあったかと問われた際には沈黙して答えていないのであるから（28ページ）、この点に関する警部補の証言も、上記ア同様、信用性が認められるものではない。

他方で、この点については、安保管理課課長補佐（以下「課長補佐」という。）が、一般的に幹部同士が電話をすることはあり得るが、それによって、該非判定が変更になることはあり得ないし、そのような指示を受けた事実もないと明確に証言していることに加え（33ページ）、安保管理課上席安全保障貿易検査官（以下「検査官」という。）も、公安部長から経済産業省に働きかけがあって、非該当の方針から該当の方針に変わったという話は一切ないと明確に証言しており（10ページ）、これら一貫した証言の信用性に疑いを差し挟む余地はない。

したがって、上記警部補の証言は具体的な根拠を欠く上、信用性がある他の証言とも齟齬するものであり、公安部長の働きかけにより経済産

業省の解釈が変更となった事実などないことは明らかである。

ウ 「測定口」に関する証言

警部補は、原告会社と原告会社が、外事一課員の取調べにおいて、噴霧乾燥器の計測器を設置する場所や温度センサーの部分が袋小路になっており、熱風が流れないから温度が上がりにくいと供述していたことを認識し、自身が取調べをした原告会社も「測定口」の温度が上がらないと思うと述べていたため、「測定口」の温度が上がらないかもしれないと思っていた旨証言する（7、30及び31ページ）。

しかしながら、警部補が取調べを行った原告会社は、前記第3の7(10)（34ページ）で述べたとおり、温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか温まらないが、時間をかければ温まる旨、噴霧乾燥器を洗浄せずに空焚きした場合は、物性によっては炭化、発火するが、殺菌されることになると思う旨を供述しており、むしろ、「測定口」は時間をかければ温度が上がり、空焚きでも殺菌できると説明しているところ、当該供述内容は証拠上も明らかであるのに対し（乙5号証の3）、原告会社において、「測定口」の温度が上がらないと思うと供述した記載は証拠上も認められないのであるから、警部補において、「測定口」の温度が上がらないかもしれないと思うこと自体、根拠を欠くものであり不自然というほかない。

しかも、警部補は、本件噴霧乾燥器1の温度測定実験を行った際から「測定口」の存在を知っていたが、同所の温度が上がらないとは思っておらず（30ページ）、捜査会議の場でも「測定口」の温度を測った方がよいと報告した者もおらず（同ページ）、自身も警視や警部に対して、「測定口」の温度が上がらないのではないかとすることを伝えて実験をした方がよいと具申したこともない上（同ページ）、原告会社や原告会社の取調べが行われた後に実施された本件噴霧乾燥器2の温度測定実験の際に、普段から本件噴霧乾燥器2を使用している所有者に

対して、「測定口」の温度が低くなるかどうかについて質問すらしていないというのであるから（■■■■ 31 ページ）、■■■■警部補が当時「測定口」の温度が上がらないかもしれないと思っていたというには行動が伴っておらず、このことからしても明らかに不自然かつ不合理である。

したがって、「測定口」の温度が上がらないかもしれないと思っていたとする■■■■警部補の証言に信用性がないことは明らかである。

エ 本件噴霧乾燥器 2 の回収容器内の温度測定に関する証言

■■■■警部補は、回収容器の中の温度測定結果は 80 度くらいであり、目標とする温度が出なかったから、噴霧乾燥器内部にすることはできないという話になり、温度測定結果報告書に記載しなかったなどとも証言する（■■■■ 12、29 及び 37 ページ）。

しかしながら、原告らが行った本件噴霧乾燥器 2 と同型機を用いた温度測定実験によれば、同器の回収容器の底部付近において、最高温度は 105.8 度であり、100 度以上が少なくとも 4 時間以上持続しているのであり（甲 16 号証 4 ページ、写真 9 及び 10、資料 6）、外事一課による上記実験においても同程度の温度が計測されたことが優に推認されることに加え、同実験を実施した令和元年 5 月 9 日時点では、前記 3 の 2 (2)コ及びサ（25 ページ）のとおり、■■■■准教授による細菌の耐熱性実験により腸管出血性大腸菌血清型 O157 が 90 度 120 分の熱処理によって乾燥状態であっても死滅することが明らかになっている上、警察庁科学警察研究所によるペスト菌及び野兔病菌が 75 度以上 1 時間の乾熱温度条件で死滅することも明らかになっているのであるから、仮に回収容器の中を内部と捉えたとしても、大腸菌やペスト菌、野兔病菌が死滅する温度・時間を優に持続できていたと認められる。

また、回収容器については、構造上、生成された粉体を回収する容器であり、粉体を生成するための機械本体とは別のものである上、原告会社のカタログには「L/OC シリーズ（引用者注：当該シリーズには L-8 i

も含まれている。) フローシート」と標記されたページの「標準フロー」に、「ダンパ付製品容器」が掲載されており(丙10号証資料9添付の資料2)、ダンパを取り付けることができればサイクロンと回収容器に仕切りができるとの認識がされていたところ(■15及び16ページ、■28、33、34及び36ページ)、原告会社のカタログでL-8iを含む噴霧乾燥器の標準的なフローとして回収容器にダンパが設置されていることが紹介されているのであれば、ダンパを取り付けてサイクロンと回収容器が仕切れるという認識を持つことに何ら合理性を欠くところはないことに鑑みれば、回収容器について、測定結果の如何にかかわらず、温度測定結果報告書に記載されていないことに不自然・不合理な点はない。

したがって、外事一課による上記実験において、回収容器の中の温度測定結果が80度くらいであり、目標とする温度が出なかったから温度測定結果報告書に記載しなかったとする■警部補の証言についても具体的な根拠はなく、信用性が認められないことは明らかである。

オ ■警部補の本件弁解録取に関する証言

■警部補は、■警部補が弁解録取書①を裁断したことにつき、原告ら訴訟代理人から、■警部補は送致不要であるとの誤った認識で裁断してしまったと証言しているが、「被疑者弁解録取状況報告書」(丙A125号証)に、弁解録取書①を不要文書用の茶箱に入れていることを失念して過失により裁断機で裁断したと記載しており、虚偽公文書を作成したことにならないかと問われ、「そうですね。」と証言し、■警部補が「被疑者弁解録取状況報告書」を配ったときに「組織としてこういう結論になりましたから」と言っていたため、幹部からの指示で虚偽公文書が作成されたと思う旨証言する(■21及び22ページ)。

しかしながら、原告島田に係る弁解録取書の作成の経過は、前記第3の10(3)ア(カ)(52ページ)で述べたとおりであり、誤廃棄した弁解録取書①についても、原告島田が「社長と相嶋専務から指示された非該当で

輸出するという方針に基づき、やはりこの部分が納得できません。この部分がなかったらまた署名します。この書類はなかったことにしてもらいたい。」などと述べたことによって訂正に至ったもので（丙A125号証2及び3ページ、乙10号証6ページ、■■■■17及び18ページ）、弁解録取書②（丙A107号証）と比較しても、原告大川原と亡相嶋から指示されて無許可で輸出したか、自身の判断で無許可で輸出したかの違いがあるのみで、その内容に大きな差はないのであるから、■■■■警部補が、弁解録取書①を廃棄したことをもって、幹部からの指示で虚偽公文書を作成したなどと評価されるものではない。

また、■■■■警部補は、弁解録取書②を作成したことにより弁解録取書①は送致不要との誤った認識により、弁解録取書①を不要文書用の茶箱に入れたこと自体を失念し、他の不要文書とともに裁断機で裁断したものであり、送致不要であるとの誤った認識に基づく過失によって弁解録取書①を裁断したものであるところ（■■■■18、19及び35ページ）、■■■■警部補は、何ら迷うことなく■■■■警部補が虚偽の公文書を作成したと結論付ける証言をしており、かかる証言は、具体的な根拠もなく不自然かつ不合理である。

したがって、■■■■警部補が幹部の指示で虚偽公文書を作成したとする■■■■警部補の証言は、何らの根拠にも基づかない単なる憶測を述べたものと評価せざるを得ず、このような証言をすること自体、■■■■警部補の証言全体の信用性を低めるものと評価されるべきである。

カ 小括

以上述べたとおり、■■■■警部補の証言は、感想や憶測が多分に含まれている上、本件で提出されている各証拠や他の信用性がある証言と矛盾しており、総じて信用性が認められないというべきである。

(2) ■■■■警部補の証言

ア 総論

警部補は、全般的に、「思います」などという表現を用いて、以下のとおり、同警部補の単なる感想や憶測を述べているため、総じて信用性が低いと評価するのが相当である。

(ア) すなわち、まず、警部補は、原告ら訴訟代理人弁護士から、「(教授や教授のような) 法律の専門家でもない人が、省令に列挙された何らかの細菌を死滅できれば、法令上の殺菌に該当するということを自発的に述べたんですか。」と問われ、「いえ、自発的ではないと思います。」と証言する(13ページ)。

しかしながら、警部補は、複数回行われた教授や准教授に対する聴取に関し、教授につき1回、准教授については立ち会ってさえもないのであるから、同教授らの聴取全般について、「自発的ではない」などと総括的に評価できる立場にない。

この点については、外事一課員が本件省令や本件通達を教授や准教授に示した上で聴取に臨むなど(実際、警部補は、教授に「条文等をしっかりとお見せして」と証言している(30ページ)。)、同教授らが自発的に意見を述べる機会が確保されていたことが認められることに鑑みれば、かかる警部補の証言は、根拠に基づかない憶測にすぎない。

(イ) また、警部補は、原告ら訴訟代理人から、「公安部は、規制の大本であるオーストラリア・グループの定義も、異論を唱える複数いた有識者の見解も無視して、自ら考案した考えを別の有識者に言わせて、経産省を説得しようとしていたっていうふうに見えるんですけど、違いますか。」と問われ、「違います。」と証言し、さらに、原告ら訴訟代理人から「違う。違いますか。というふうに見える、僕はそのように思いますけど、そう思いませんか。」と問われ、「思います。」と証言しているが(14ページ)、前記第3の2(1)(17ページ)で詳述したとおり、外事一課においては、多数の有識者の見解を聴取しており、これ

らの中には、各人それぞれ様々な意見があることは当然であり、これらを総合的に検討して合理的と考えられる見解を採用して本件要件への解釈を判断したのであって、「異論を唱える有識者の見解を無視する」とか、「自ら考案した考えを別の有識者に言わせる」といった捜査を行っていないことは明らかであるから、上記[]警部補の証言も単なる憶測の域を出ない自身の見解を述べたにすぎない。

(ウ) そして、[]警部補は、[]警部が本件各被疑事件の立件のために不利な証拠は[]検事に共有しないように指示しており、例えば、[]検事に対し、AGの定義の説明をしておらず、捜査幹部がマイナス証拠を全て取り上げないという姿勢があったとも証言する（[]23、24及び26ページ）。

しかしながら、一般的に、捜査では、検察官に全ての捜査内容を報告するというものではなく、各証拠につき、合理性・不合理性を検討した上、取捨選択して報告することも当然にあり得るところ、前記第3の1及び2のとおり、外事一課員が噴霧乾燥器メーカー及びユーザー、有識者から聴取した内容は、多種多様な意見があり、これらを[]警視や[]警部といった捜査幹部が合理性の有無を検討して取捨選択の上、[]検事に報告しているのであり、この点を捉えてマイナス証拠は取り上げず、プラス証拠のみ[]検事に報告しているといった評価をするのは相当ではない。

この点、前記第3の1(5)（14ページ）及び(10)（16ページ）で述べたとおり、外事一課員は、[]株式会社及び地方独立行政法人[]から、粉体が重なると乾熱が奥の層に伝わらないおそれがある旨を聴取しているが、同2(2)イ（21ページ）及びカ（23ページ）のとおり、[]准教授及び特定非営利活動法人[]研究会から、芽胞を形成しない菌であれば、粉体が堆積した状態で乾熱処理をしたとしても、100度程度の乾熱で細菌

が死滅する旨を聴取するなど、マイナス証拠を反証しているし、更にいえば、前記第3の4(1)イ(28ページ)で述べた明らかなプラス証拠である本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定に係る[]株式会社からの聴取結果について報告書を作成したり[]検事に報告したりしていないのであるから、捜査幹部があえてマイナス証拠を取り上げずにプラス証拠のみ取り上げていた事実はない。

また、AGを始めとする国際輸出管理レジームの合意事項は、法的拘束力を持つものではないものの、その趣旨を踏まえつつ、参加国・地域の裁量に基づいて、それぞれ国内法に反映させることが原則であるとされているから、外事一課において、[]検事に対してAGの定義を説明しないことは考え難い上、[]検事自身も、AGの規制リストやハンドブックは外事一課から資料として提供を受けていたと証言しているのであるから([]15及び37ページ)、[]検事にAGの定義を説明していないという事実も存在しない。

したがって、[]警部が本件各被疑事件の立件のために不利な証拠を[]検事に共有しないように指示していたとは認められず、捜査幹部がマイナス証拠を全て取り上げないという姿勢があったという[]警部補の証言は、単なる感想や憶測を述べたものと評価するのが相当である。

イ 経済産業省の本件要件ハの解釈に関する証言

[]警部補は、経済産業省は、総じて該当と判断することに対して否定的な見解を示していたにもかかわらず、[]補佐が、ガサのための回答としては前向きな回答を出すけれど、その後、判断が変わるかもしれないと述べ、回答を出す方向に変わったと証言し([]16及び17ページ)、その理由は、外事一課長が公安部長に何とかしてくれと泣きつき、それを受けて公安部長が経済産業省に働きかけて、回答が変わったと経済産業省職員から聞いた旨証言する([]17及び18ページ)。

この点について、[]補佐は、搜索差押えのために動くという発言があつ

たとしても変じゃないと思っていると証言した上で（■■■■24ページ）、一般論として外為法事案で一番難しいのは故意性の認定であり、この点について原告会社が勘違いをしていたと述べたときには、立証が困難ではないかと思っていたため、難しいということは率直に伝えたいと思う旨、故意性の認定は経済産業省の仕事ではなく、捜査機関が捜査をする過程で、任意の聴取なのか強制捜査なのか、何かしらメールなりをチェックするとか、そういう中で故意性が出てきたら起訴されるものと思っていたため、経済産業省においては該当非該当の議論だけをし、その先は警察や検察に任せるという立場であったと証言している（■■■■31及び32ページ）。

そうすると、■■■■補佐は、経済産業省は該当非該当の判断をし、そこから先の捜査は警察や検察に任せるという趣旨の説明をしたものと評価するのが相当であり、■■■■警部補は■■■■補佐の説明内容を正しく理解せず、「ガサのための回答としては前向きな回答を出す」と述べたものと勘違いしたと思われる。

また、■■■■警部補は、経済産業省職員から公安部長が経済産業省に働きかけて回答が変わったと聞いた旨証言するものの（■■■■35ページ）、公安部長が経済産業省に働きかけた際の具体的な会話内容は知らないと言明しているとおりの（同ページ）、具体的な根拠に基づかない伝聞の域を出るものではなく、およそ信用に値するものではない。

他方で、前記(1)イ（58ページ）で述べたとおり、■■■■補佐及び■■■■検査官は、公安部長が動いたことによって回答が変わった事実がないことを明確に証言しており、かかる証言の信用性に疑いを差し挟む余地がないことは明らかである。

したがって、経済産業省の本件要件への解釈に係る■■■■警部補の証言は、同警部補が■■■■補佐の発言内容を正しく理解せずに勘違いしたものであることはもちろん、公安部長が働きかけて、経済産業省の回答が変更となった事実などないことは明らかである。

ウ 本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所の特定経緯に関する証言

警部補は、各捜査員が作成するメモに目を通していたとの前提で(5 ページ)、本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所の特定経緯について、株式会社以外に株式会社から聴取したが、株式会社は分からないと言っていたと証言し(1 及び 2 ページ)、株式会社から、サイクロン及びバグフィルタの下部は熱の通りが悪いから排気口よりも温度が上がらない可能性があるという指摘を受けて、追加捜査を特にしておらず、株式会社の供述のみに依拠して最低温箇所が特定された旨証言する(7 及び 8 ページ)。

しかしながら、前記第 3 の 4(1)イ(28 ページ)で述べたとおり、警部補、巡査部長及び巡査長は、株式会社から噴霧乾燥器の最低温箇所に関する聴取が行われた後、株式会社からも最低温箇所に関する聴取を行っており、同社は、バグフィルタ下部の温度が低くなることが予想されるため、実験では、排風口の温度とバグフィルタ下部の温度も測定するべきだと思ふ旨を述べている(乙 15 号証。なお、警部補の証言に対する弾劾証拠である。)のであるから、上記警部補の証言は証拠と明らかに矛盾するものであって、事実と異なり、信用性が認められないことは明白である。

エ 「測定口」に関する証言

警部補は、原告会社と原告会社が、外事一課員の取調べにおいて、噴霧乾燥器の計測器を設置する場所や圧力センサーの部分が袋小路になっているため、熱風が流れないから温度が上がりにくいと供述していたことを認識しており、加えて、亡相嶋が平成 31 年 1 月 28 日より前の外事一課員による取調べにおいて、マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等、極端に温度が低い箇所があるため、完全な殺菌はできないとの指摘があったため、警部に対して、反証のために再度実験をした方がいいのではないかという進言をしたが、同警部から「従業員の

言い訳だ、信じる必要はない」と言われ、さらに、「余計なことをするな」という指示があり、「出なかったらどうするんだ、事件潰れて責任取れんのかということはずっと言われているため、追加実験や本件噴霧乾燥器2の温度測定実験の際にも当該箇所の温度実験を行わなかった旨証言する(8、9、32、34及び41ページ)。

しかしながら、この点については、警部補が証人尋問において触れたものであることから、あえて弾劾証拠をもって反論すると、平成31年1月28日より前の亡相嶋の取調べにおいて、亡相嶋は、「マンホール」については言及しているが(乙16号証の1・4ページ。ただし、「マンホール」を開けた途端に感染する旨を供述していることからすれば、「マンホール」の温度が低くなるという趣旨の供述をしたものではない。)、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等、極端に温度が低い箇所があるという趣旨の供述はなく(乙16号証1ないし4)、温度に関する供述内容としては、「壁面についた菌はどうするのか、伝熱工学的にも熱風で壁面を温めたところで、外気との中間になってしまうからそんなに高温にはならない。」(乙16号証の1・2ページ)という供述があるものの、当該供述と亡相嶋のメールの内容は全く異なるものであるから、亡相嶋がマンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等、極端に温度が低い箇所があるため、完全な殺菌はできないと供述していたとの認識自体、警部補による記憶違いの可能性が高い。

この点、警部補は、外事一課警部補(以下「警部補」という。)が、警部に対して報告するのを聞いていた際に、亡相嶋が原告会社や原告会社と同じことを言っていると思った旨を証言しているが(33ページ)、亡相嶋の取調べ時に作成されたメモに噴霧乾燥器内で温度が低くなる箇所があるという話題さえ記載されていないのに、警部補が温度が低くなる箇所に関する報告を上司にするのは不自然であるし、警部補は、亡相嶋の取調官であった警部補と情報交

換を頻繁に行っていたが、亡相嶋が噴霧乾燥器内部で具体的にどの部分が一番低くなるという供述をしたという話は出ていなかったと証言しており（ 4 6 及び 4 8 ページ）、 警部補の報告を受けて、亡相嶋が原告会社 や原告会社 と同じことを言っていると思ったという 警部補の証言についても、上記同様、正確な記憶に基づくものではなく、にわかには信じ難い。

また、 警部は、 警部補からの上記進言はなかったと否定しており（ 1、 2、 1 3 及び 1 4 ページ）、この点について、同警部は、 警部補に対して事件を潰す気かという趣旨の発言をしたのは、本件省令や本件通達にのっとって捜査をやるべきであると話した際であり、 警部補から測定口に関する話を聞いた記憶がないと証言しているが（ 2 ページ）、かかる 警部の証言は、事件を潰す気かという発言をしたという自身にとって不利な事実を認めた上での証言であり、十分な信用性が認められることに加え、仮に 警部補が証言するようなやり取りがあったとすれば、当事者はおろか捜査員の記憶にも残っているはずであるが、 巡査部長は、 警部補が 警部に対して上記進言をし、同警部が事件を潰す気かと言ったという事実を知らないと言明し（ 8 ページ）、 警部補は、（測定口が）袋小路になっていて熱風が流れないため温度が上がりづらいと原告会社従業員が指摘していた記憶はないと証言している（ 3 3 及び 3 4 ページ）。

したがって、上記 警部補の証言はいずれも信用性を欠くものであり、原告会社、原告会社 及び亡相嶋から温度が上がらない箇所の指摘があり、 警部補が 警部に対して反証実験をした方がよいと進言したが、 警部が「余計なことをするな」などと述べて追加の温度実験等を行わなかったという事実があったと評価すべき理由はない。

オ 本件噴霧乾燥器 2 の回収容器が装置内部であるとする証言

警部補は、前記第 3 の 4 (3) ア（ 2 8 ページ）で述べた本件噴霧乾燥

器2と同型機を用いた温度測定実験において、回収容器の中も内部として捉えており、期待した温度に達しなかったから温度測定結果報告書に記載しなかったと思う旨、同報告書に記載しないことを決めたのは警部若しくは警視のどちらかだと思う旨証言する（111ページ）。

しかしながら、そもそも、警部補自身が証言するとおり、上記時警部補の証言は飽くまで想像である上、前記(1)エ（60ページ）で述べたとおり、原告らが行った温度測定実験によっても、回収容器の底部付近において、100度以上が少なくとも4時間以上持続しており、上記実験においても同程度の温度が計測されたことが優に推認されること、外事一課において本件噴霧乾燥器2と同型機を用いて温度測定実験を行った時点では、大腸菌が90度120分、ペスト菌及び野兔病菌が75度以上1時間でそれぞれ死滅することが明らかになっていたから、回収容器底部の温度が外事一課の期待した温度に達しなかったから温度測定結果報告書に記載しなかったとする警部補の証言に信用性が認められないことは明らかである。

そして、回収容器内部の温度測定を実施した理由について、警部は、ダンパーをサイクロンと回収容器の間に付ければ仕切りができるため回収容器の中は内部ではないと認識しており、自身が指示したか、警視が指示したかは思い出せない旨、内部ではないと認識していたから参考で温度測定をした程度しか記憶がない旨を証言し（115ないし117、142ページ）、巡查部長は、回収容器の中はダンパーというものが設置できると認識していたため内部と認識しておらず、参考に測定したもので、捜査幹部から指示があったと思うが、測定する理由については特に聞いていない旨証言するところ（116、113及び122ページ）、この点については、参考に測定した理由について判然としないため、不自然と評価されなくもないが、当時警部及び巡查部長において、回収容器は内部ではないと認識していたのであれば、参考として測定した理由について記

憶が減退していても、あながち不自然・不合理な証言とまではいえない(この点につき、**■**検事も本件噴霧乾燥器2には、装置本体と回収容器との接合部分にダンパを設置できることを根拠に、回収容器は内部ではないと認識している(**■**28、33、34及び35ページ))。

したがって、本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた温度測定実験において、回収容器の中も内部として捉えており、期待した温度に達しなかったため、**■**警部若しくは**■**警視の指示により報告書に記載しなかったとする**■**警部補の証言に信用性が認められないことは明らかである。

カ 外事一課員が「殺菌」の概念を誘導して聴取を行う手法をとっていたとの証言

■警部補は、**■**警部補が原告島田の取調べにおいて、熱風により菌がある程度死ねば殺菌できるといえるという間違った解釈を前提に原告島田の供述を録取しようとしていたと聞いたことがあり、**■**警部補だけではなく、他の外事一課員も、**■**警部補と同様の誘導をして聴取を行う手法をとっており、捜査幹部からそのような手法をとるよう指示があったと証言する(**■**20ページ)。

しかしながら、捜査幹部の具体的な指示内容を問われた際には、「どういう指示をしたかというのは聞いていませんが、大川原社の社員から、皆、同じ当て方をしているんで。」「要は、本来、調べというのは、あの解釈が少なくとも見せた上で、少なくとも貨物等省令にあるのを見せた上で、これに当たるかって判断、最低でもその調べをやるべきところを、熱が当たって死にますか、死にます、じゃあ殺菌ですね、殺菌と思ってました、そういう調書を取らしている、それを積み上げているから、それは違うんじゃないのかなというふうに私はリスクとして感じていたところではあります。」と証言し(**■**36及び37ページ)、捜査幹部が誘導するよう指示したのを聞いていないことを認めた上で、外事一課員それぞれの供述調書の録取の仕方にリスクを感じていたと述べているのであって、飽くまで

警部補の憶測や感想の域を出ないものというべきである。

この点、確かに、原告島田や原告会社社員からの聴取内容を記載したメモには、「殺菌」の解釈（特定の細菌を死滅させること）を原告島田や原告会社社員に説明した上で聴取したとの記載は見当たらないが、メモは捜査員の備忘のために作成しているもので、要点を記載するものであるから（ 4 及び 15 ページ、 15 ページ）、メモに当該記載がないことをもって、外事一課員が警部補の証言するような「当て方」をしていたことにはならない。

そして、警部補は、原告島田が、菌が少しでも死ねば殺菌に該当するかを質問してきたため、菌が生き残っているのであれば感染能力があって、全て殺さないと殺菌にならない旨を伝えたと証言している上（ 19 及び 44 ページ）、原告島田を取調べた際に作成されたメモにも、警部補の問いとして、「相嶋も、大腸菌は 40 度、一般的な病原菌も 80 度程度で死滅すると言っている。それ以上の環境を一定時間維持すれば、全て死滅して、感染する危険性もないのでは。それと、高度な殺菌と何が違うのか。」との記載があるとおりの（乙 6 号証の 17・1 ページ）、警部補は、原告島田に対して、熱風により菌がある程度死ねば殺菌できるといえるという間違った解釈を前提に供述を録取しておらず、細菌を全て死滅させて感染能力を失わせることを「殺菌」と解釈していることを明示して供述を録取しているのである。

また、警部は、警部補が証言するような原告大川原ら 3 名や他の社員に対して「殺菌」の解釈を誘導して聴取を行うように指示した事実はないと明確に証言している上（ 17 ページ）、外事一課員が原告会社海外営業部次長から聴取した際に作成されたメモには、「SD を入口温度 150～120℃、出口温度 100℃ くらいの設定にして乾燥運転すれば、中にある菌は全て死ぬので、殺菌できると言える。」との記載があり（乙 7 号証の 2・2 ページ）、原告会社エンジニアリング部グループ責任

者から聴取した際に作成されたメモには、「SDの熱風を当てれば芽胞菌は難しいが、熱に弱い菌は死滅するでしょう。」との記載があり（乙7号証の7・3ページ）、原告会社エンジニアリング部部責から聴取した際に作成されたメモには、「熱風で菌を死滅させることができることを認識した。」との記載があるとおり（乙7号証の8・1ページ）、いずれも、熱風により菌がある程度死ぬという認識では使わない「全て死ぬ」、「死滅」という発言をしているのであるから、これらは、外事一課員が警部補の証言するような「当て方」をしていないことの証左であるといえる。

したがって、捜査幹部の指示により警部補を含む他の外事一課員が熱風により菌がある程度死ねば殺菌できるといえるという間違った解釈を当てて、原告大川原ら3名を含む原告会社社員から聴取を行っていたとする警部補の証言は、憶測を述べているものであって、信用できないことは明らかである。

キ 警部補の本件弁解録取に関する証言

警部補は、本件弁解録取の際、警部補は原告島田に対して弁解録取書①の読み聞かせを行わず、警部補が弁解録取書①に言ってもいないことを書いて、修正したふりをして、それがばれて、原告島田が激昂した、そういったことがあったと聞いたなどと証言する（22ページ）。

しかしながら、警部補の上記証言は、証言内容のとおり伝聞の域を出ないのであって、かかる証言によって当該事実があったと認めることは相当ではない。

そして、本件弁解録取の際の警部補の対応経過は前記第3の10(3)（50ページ）で詳述したとおり、具体的かつ詳細で迫真性に富んでおり、陳述書の内容とも整合することに加え、反対尋問においても動揺はみられないから、信用性に疑いを差し挟む余地はなく、高い信用性を有するものと認められ、警部補が弁解録取書①に言ってもいないことを書いて、修正したふりをして、それがばれたなどという事実がないことは明らかで

ある。

ク 噴霧乾燥器メーカー及びユーザーの殺菌の定義に関する証言

警部補は、裁判官から、滅菌、殺菌の定義について分かっている噴霧乾燥器メーカー又はユーザーがいたかと問われ、「ユーザーではありません。」と明言している（40ページ）。

しかしながら、前記第3の1(6)（14ページ）及び(9)（16ページ）で述べたとおり、株式会社は、噴霧乾燥器で乾熱殺菌は可能であり、空焚きすれば、乾燥室からサイクロンの内部まで100度以上の熱風が行き渡り、100度だと滅菌というレベルまではいかないが、かなりの菌が死滅するので、殺菌可能といえ、サイクロンの出口温度が大腸菌が死滅する温度以上になっていれば、製造に必要な内部の大腸菌は全て死滅していると判断できると述べ、殺菌が特定の細菌を死滅させる定義であるとの前提で説明しているし、株式会社は、原告会社製の噴霧乾燥器について、乾熱殺菌が可能のため本件要件ハは該当と判断しており、入口温度230度で乾熱を通せば、機械全体に100度以上の熱風が通るはずで、芽胞形成菌以外はほとんどの菌を殺滅することができると思うため、このスペックの噴霧乾燥器を輸出する場合は、経済産業大臣の許可を得て輸出すると述べ、芽胞形成菌以外の菌を殺滅できること、つまり殺菌の定義を芽胞形成菌を死滅させることを要していないとの前提で説明しており、いずれも、殺菌の定義を理解していると認められるから、滅菌、殺菌の定義を分かっている噴霧乾燥器ユーザーはいないと断言する

警部補の証言は事実と異なるものといわざるを得ない。

ケ 小括

以上述べたとおり、警部補の証言は、感想や憶測が多分に含まれている上、本件で提出されている各証拠や他の信用性がある証言と矛盾している点も認められるのであるから、総じて信用性がないというべきである。

2 本件要件ハの解釈に関する争点について

- (1) 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したことが不合理でないこと（本件要件ハに係る争点①）

安全保障貿易管理制度の管理運用や法令の解釈を所管するのは経済産業省であるところ、同省は、本件要件ハの「殺菌」には、「乾熱殺菌」が含まれると解釈しており、その根拠としては、本件要件ハは「殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、その文言上、「殺菌」の具体的方法は何ら規定しておらず、その方法が限定されていないこと、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理を行うことで、国際社会の平和及び安全を維持することにあることからすれば、方法を問わず、危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該噴霧乾燥器が生物兵器等の開発、製造等に使用されるおそれがあると考えられ、輸出管理の必要性が高いといえること、本件通達の解釈^{*2}においても、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用」と示し、「物理的手法」を一つの方法に限定しておらず、「殺菌」にはあらゆる方法が含まれていることを挙げており（丙25号証、調査嘱託回答2ページ、丙38号証3ページ、 4及び5ページ）、本件省令の趣旨、本件省令及び本件通達の文理解釈から、上記のとおり「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると解しているのもあって、かかる解釈に何ら不合理な点はないから、外事一課において、そのように判断したことが不合理とはなり得ない。

- (2) 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができるれば足りると判断したことが不合理でないこと（本件要件ハに係る争点②）

ア 経済産業省は、本件要件ハの「殺菌」の対象は本件省令2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指し、一種類を

*2 物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。

殺菌することができれば足りると解釈しており、その根拠としては、本件要件ハが「殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、その文言上、「殺菌」の対象を全ての種類の細菌等の微生物とすべきことを要求していないこと、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理を行うことで、国際社会の平和及び安全を維持することにあることからすれば、危険性の高い細菌等の微生物のうち一種類でも殺菌をすることができれば、当該噴霧乾燥器は生物兵器の製造等への転用に適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いこと、本件通達において、「滅菌」は「当該装置から全ての生きている微生物を除去」、「殺菌」は「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊」と定められており、「殺菌」が全ての生きている微生物の伝染能力の破壊を求めるものではないと解されていることを挙げており（丙25号証、調査嘱託回答2及び3ページ、丙38号証3ページ、 5及び6ページ）、本件省令の趣旨、本件省令及び本件通達の文理解釈から、上記のとおり「殺菌」の対象は本件省令2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指し、一種類を殺菌することができれば足りると解しているのであって、かかる解釈に何ら不合理な点はないから、外事一課において、そのように判断したことが不合理とはなり得ない。

イ この点については、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌は、ウェルシュ菌（略）、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、腸管出血性大腸菌（略）、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌等であるところ（丙A50号証）、これらの細菌は、病原性・毒性が非常に強く、粉体化した場合はいずれも生物兵器に該当すると考えられていることからすれば（丙A128号証6ページ、丙A130号証3ページ、乙8号証の33、丙4号証資料10・3ページ）、これらのうち一種類を殺菌することができれば、当該噴霧乾燥器は生物兵器転用可能といえ、そうであるならば、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌のうち一種類を殺菌で

できれば足りると解釈することには十分合理的な理由があるといえる。

ウ これに対し、原告らは、経済産業省は外事一課に対して、本件要件ハの「殺菌」の対象が芽胞形成菌に限定されるとの解釈を示していたと主張し（原告らの令和5年2月20日付け第6準備書面〔以下「原告ら準備書面6」という。〕5ページ）、■■■■警部補は、外事一課員が安保管理課員から聴取したとされる内容が記載されたメモ（以下「経産省メモ」という。）に、■■■■検査官が「経産省の管理課長と課長補佐と安検室長で話し合ったんだと。管理官としては、殺菌実験は、殺菌の定義が曖昧なので、芽胞菌じゃなきゃ駄目だと」と述べたという内容が記載されていた旨（■■■■16ページ）、■■■■警部補は、「殺菌」の対象について、本件省令2条の2第1項2号に列挙された細菌のうち、いずれか死滅できればよいという外事一課の考えについて、安保管理課員は、1種類だけではないというようなことを述べた旨（■■■■14及び15ページ）それぞれ証言する。

しかしながら、前記1（56ページ）で述べたとおり、そもそも■■■■警部補及び■■■■警部補の証言は総じて信用性が認められない上、■■■■検査官は、外事一課員に伝えたのは自身が想像して内部で出るかもしれないと思った意見や、内部で実際に出ていた意見を伝えたと前置きした上で（高見5ページ）、「警察で実証実験、大腸菌でよいだろうかみたいなお話がありましたときに、そのとき、大腸菌は法令の対象の菌でございますので、そこは問題ないだろうとは思いましたけれども、念のためといいますか、そういった意見が出るかもしれないので、該当性を高めるという意味で、芽胞菌が殺菌できた方がいいんじゃないですかね、そういう意見が出るかもしれませんねというような趣旨を申し上げた記憶はございます。」と、経済産業省内部で出た意見として、芽胞形成菌を殺菌できた方がいいという趣旨を述べた記憶があると証言し（■■■■9ページ）、■■■■補佐は、「組織として、捜査関係事項照会にお答えするまでの間は、いろんな議論をします。いろんな議論という意味は、最終的に公判になれば、当然、必死で被

疑者も主張してくるでしょうから、そのときに我々の説明に穴があってはいけないよねということで、お答えするからには責任を持った回答をしなければいけないので、そのためにいろんな角度から批判的に考えますし、当然、不安もありますので、やっぱ大丈夫かな、大丈夫かな、日々、そういうのと葛藤しながら議論をして、最終的に判断をしているということです。」と、経済産業省の回答に穴があってはいけないという観点から様々な議論をして、捜査関係事項照会に回答したことを証言しており（■■■■ 31 ページ）、要するに、経済産業省内部では捜査関係事項照会の回答をするに当たって、回答に穴がないようにするために様々な議論がなされており、■■■■ 検査官は、その中で出た意見として、芽胞形成菌を殺菌できた方がよいのではないかとといった趣旨を外事一課員に伝えたとみるのが相当であり、経済産業省が本件要件への「殺菌」の対象が芽胞形成菌に限定されるとの正式な解釈を示していたわけではない。

エ なお、原告ら訴訟代理人は、■■■■ 検査官の証人尋問の際に、弾劾証拠として経済産業省内部でのやり取りのメールと思われるもの（甲 164 号証）を示し、平成 29 年 12 月当時、経済産業省において、殺菌の定義、解釈が存在していなかった旨を尋問したため（■■■■ 21 ないし 24 ページ）、この点について補足しておく。

■■■■ 検査官は、当該メールの趣旨について、「私どもは、殺菌については運用通達（本件通達）に書いてございますが、参考として他の国の、よりよく施策を行うために他の国の状況も聞いてみたいと思ったということかと思えます。」と証言しており（■■■■ 24 ページ）、かかる証言は、上記の■■■■ 補佐の経済産業省の回答に穴があってはいけないという観点から様々な議論をして捜査関係事項照会に回答したとの証言とも符合する。

そして、当該メールをみると、平成 29 年 12 月 11 日のメールには、「合わせて、一部の国に、滅菌・殺菌の基準につき、問合せをしたらどうかと考えており」と記載されているとおりの（甲 164 号証 4 枚目）、「より

よく施策を行うために他の国の状況も聞いてみたいと思った。」という上記の[]検査官の証言と符合する記載ぶりも認められる。

また、平成29年12月14日のメールには、「殺菌・殺菌方法については、日本において殺菌について、一般的／標準的な定義や解釈がないようで、この部分については、現状、悩んでいる状況です。殺菌の定義がない場合は、やはり滅菌かと考えつつ、警視庁も殺菌方法等更に大学の先生などに聞いているところです。」と記載があるが、この点について、[]検査官は、「殺菌の定義については運用通達（本件通達）に書いてあるんですけども、その方法がよく分からなかったりするんで、ということが多分言うべきだったと思うんですけど、何かいろんなことをごっちゃにしていろいろ書いてるんじゃないかなと思います。」と証言していることからすれば（[]31ページ）、本件通達が適用されることを前提として、輸出規制該当性の判断を行うに当たって、殺菌方法をどのように考えるべきかを検討しているものと認められるから、甲164号証のメールの存在によって、当時、経済産業省が「殺菌」の解釈を定めていなかったなどと結論付けられるものではない。

(3) 曝露防止構造を備えていることが規制要件でない判断したことが不合理でないこと（本件要件ハに係る争点③）

ア 経済産業省は、曝露防止構造の有無は本件要件ハの該当性判断に影響しないと解釈しており、その根拠としては、AGの合意において、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることは規制要件とされていないこと、本件要件ハは「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、当該噴霧乾燥器が曝露防止構造を有するか否かについて何ら規定していないこと、曝露防止構造を規制要件とすると、AG合意の内容よりも規制が緩くなることを挙げており（丙25号証、調査囑託回答3ページ、丙38号証3及び4ページ、[]6ページ）、AGの合意を踏まえ、本件省令の文理解釈から、上記のとおり、曝露防止構造の有無は

本件要件ハの該当性判断に影響しないと解しているのであって、かかる解釈に何ら不合理な点はないから、外事一課において、そのように判断したことが不合理とはなり得ない。

イ これに対し、■■■■警部補は、経産省メモには、曝露防止構造が必要との記載があり、経済産業省が外事一課に対して曝露防止に関する資料の添付を求めたため、HEPAフィルタの設置に関する電話聴取が行われた旨を証言し（■■■■19及び20ページ）、■■■■警部補も、経済産業省は曝露防止構造が必要だと述べていた旨をそれぞれ証言する（■■■■15ページ）。

しかしながら、前述のとおり、そもそも■■■■警部補及び■■■■警部補の証言は総じて信用性が認められない上、■■■■検査官は、「内部では曝露防止構造、曝露防止ができるものに限定したらどうか的な意見がありましたので、もしかしたらコメントしているかもしれませんが、具体的な発言内容とかは記憶にございません。」と、曝露防止構造が必要とのコメントをした可能性があることを証言し（■■■■6ページ）、■■■■補佐は、「(HEPAフィルタの資料について)警察が付けてきたのか、私、ちょっとそこはあんまり覚えてないんですよ。私自身の認識では、余りHEPAフィルタというか、これ(引用者注：曝露防止構造)は該非とは直接じゃないよねと、そもそも条文にないので、それがクリティカルじゃないよねと思いつながらも、そうですね、そういう主張もあり得るんだろうし、取っついて損はないんじゃないぐらいの感覚だったんじゃないかなというふうに振り返ると思いますけれども。」「その当時は、条文にはないから、いろいろ議論はあったとしても、条文上、要件になっていないから、それを理由に非該当っていうふうにはならないだろうねという判断ではあったと思います。」（■■■■39及び40ページ）と、曝露防止構造は本件省令の条文上要件になっていないものの、経済産業省内部の意見を踏まえ、念のためHEPAフィルタに関する資料も捜査関係事項照会の添付資料となったと思われる旨を証言していることからすれば（■■■■39及び40ページ）、HE

PAフィルタの資料が捜査関係事項照会の添付資料とされたことをもって、当時、経済産業省が曝露防止構造を備えていることが規制要件であると判断していたことにはならない。

この点、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性について説明した[]補佐の供述調書（丙4号証）において、曝露防止構造に関する記述が一切ないことは、経済産業省が曝露防止構造の有無が本件要件ハ該当性判断に影響しないと解釈していたことの証左であるといえる。

3 本件要件ハ該当性を証明するための実験に関する争点について

- (1) 本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の温度が上がらない箇所を「ダクト内」と特定したことが不合理でないこと（本件要件ハに係る争点④）

ア 前記第3の4(1)及び(2)（27ページ）で述べたとおり、[]警部補及び[] 巡查部長は、噴霧乾燥器及びそれに付随するCIP機能の設備を含めたシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社であるアイエスジャパン株式会社の技術営業部本部長に対し、一般的な噴霧乾燥器の図面を示して、噴霧乾燥器の最低温となる箇所について聴取したところ、熱風の特性を踏まえ、①装置末端の排風機後の管、②サイクロンの下部、③バグフィルタの下部を測定すれば、最低温箇所が特定できるはずである旨を聴取し、さらに、[]警部補、[] 巡查部長及び[] 巡查長は、噴霧乾燥器メーカーである[]株式会社エンジニアリングカンパニーマーケティング部部長から、気流の動き、噴霧乾燥器の構造を具体的かつ詳細に説明を受けた上、①排風口、②バグフィルタ下部が最低温箇所となる可能性があることをそれぞれ聴取し、外事一課においては、これらの聴取結果に基づき、本件噴霧乾燥器1と同型機の内部に10箇所、温度記録計を貼付して温度測定実験を行った結果、「バグフィルタの下部」が最低温箇所となることが判明し、さらに、「バグフィルタの下部」が3時間7分にわたって117度以上の温度が継続することが判明しており、噴霧乾燥器

メーカー2社からの聴取、同2社の合理的な根拠に基づく説明に加え、実機による温度測定実験という合理的な捜査結果に基づき、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を特定したものであって、不合理な点はない。

イ また、前記第3の4(3) (28ページ) で述べたとおり、■■■■警部補及び■■■■巡查部長は、■■■■株式会社の技術営業部本部長から、本件噴霧乾燥器2の理論上最低温となる箇所は、①「装置末端の排風機後にあるダクト内」、②「サイクロンの下部」である旨を聴取し、外事一課においては、本件噴霧乾燥器2と同型機を用いて、同2箇所の温度測定実験を行い、「装置末端の排風機後にあるダクト内」において、3時間30分にわたって110度以上、4時間26分にわたって100度以上の温度が継続することが判明し、その後、本件噴霧乾燥器2の輸出規制該当性の判断のための捜査関係事項照会を行うに当たって、■■■■警部補及び■■■■巡查部長が、■■■■株式会社の技術営業部本部長に対し、本件噴霧乾燥器2の見取図及び製品カタログの写しを示して、本件噴霧乾燥器2の最低温となる箇所等について聴取したところ、本件噴霧乾燥器2は、サイクロンの下部、つまり製品容器と接合部分にダンパーが標準装備されているが、このダンパーを設置することで、装置本体と製品容器との接合部分に蓋をして、粉体や熱風の行き来を遮断することができること、熱風の特徴を踏まえ、①「装置末端の排風機後にあるダクト」、②「サイクロンの下部」が理論上装置内部で最も温度が低くなり、これらの箇所より低温になりそうなどころはないという上記温度測定実験結果と符合する内容の聴取をしており、実機による温度測定実験、噴霧乾燥器メーカーからの聴取及び同社の合理的な根拠に基づく説明という合理的な捜査結果に基づき、本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を特定したものであって、不合理な点はない。

ウ 以上に対し、原告らは、原告会社■■■■が「サイクロン及び乾燥室内の圧力センサー等の部分」、原告会社■■■■が「計測器 (圧力計等)」、原告会社

■が「温度、圧力を測るパーツの部分」が、それぞれ温度が上がりにくいと指摘していたのであるから、「乾燥室測定口」が最低温箇所であると特定することは容易であったと主張し（原告ら準備書面6・15及び16ページ）、■警部補は「測定口」の温度が上がらないかもしれないと思っていた旨を証言し（■30及び31ページ）、■警部補は、■警部に対して反証のために再度実験をした方がよいのではないかと進言したが、■警部から「余計なことをするな」などと言われ、追加実験は行われなかった旨証言する（■32及び34ページ）。

しかしながら、前記1(1)ウ（59ページ）及び同(2)エ（67ページ）で述べたとおり、「測定口」に関する■警部補及び■警部補の証言に信用性がないことは明らかであり、■警部補が■警部に対して反証のために再度実験をした方がよいと進言した事実があったとも認められない。

そして、前記第3の7(4)（33ページ）、(10)（34ページ）及び(11)（35ページ）のとおり、原告会社■は「サイクロン及び乾燥室内の圧力センサー等の部分は袋小路になっており、熱風が通り抜けられないため温度が下がると思う。長時間運転すればある程度上がると思うが、実際に測ったことはないののでどのくらい上がるかは分からない。」と供述し、原告会社■は「温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか温まらないが、時間をかければ温まる。」と供述し、原告会社■は「計測器（圧力計等）を設置しており、計測器は袋小路になっているため、熱風が流れないため、温度が上がらず、本件要件ハに該当しないと思う。」と供述しているところ、いずれも具体的な測定結果に基づくものではなく、推測を述べているにとどまると認められるし、むしろ、原告会社■及び原告会社■は、時間をかければ温度が上がる旨を述べているのである。

しかるところ、外事一課においては、前記第3の1（13ページ）の噴霧乾燥器メーカー及びユーザーからの聴取により、噴霧乾燥器は熱風が行き渡り殺菌できる性能を有している旨を聴取していたこと、他方で、熱風

が行き渡らない箇所がある旨を聴取した事実がなかったことに加え、前記第2の7（30ページ）の原告会社社員等に対する取調べにより、原告会社エンジニアリング部に所属する者をはじめ複数の社員から、原告会社製の噴霧乾燥器は装置内部に高温が行き渡る構造になっている旨及び装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになること（前記第3の7(2)）、噴霧乾燥器を入口温度150～120度、出口温度100度くらいの設定にして乾燥運転すれば、中にある菌は全て死ぬので殺菌できるといえること（同(3)）、菌は生き物であるため機器内部を乾燥させながら末端まで100度程度になるようにして一定時間運転すれば、大腸菌であれば殺菌できる旨及び原告会社製の噴霧乾燥器を乾熱の方法により定置した状態で内部に残存する特定の菌を死滅させることができること（同(6)）、噴霧乾燥器の熱風を当てれば芽胞形成菌は難しいが、熱に弱い菌は死滅すること（同(8)）、OAB10型の案件を担当したことで、熱風で菌を死滅させることができることを認識したこと（同(13)）など、噴霧乾燥器内部には高温が行き渡り、内部の菌を死滅させることができる旨を聴取していたこと、温度が低くなる箇所については、エンジニアリング部グループ責任者から「噴霧乾燥器内部で一番温度が低くなるのは、バグフィルタから排気ファンのあたり」（同(8)）、原告■■■■から「バグフィルタの一番下は空気が流れにくいので温度が上がらず、風を通すのが難しいと思う。」（同(9)）、原告島田から「本件噴霧乾燥器1の内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタの下部のはずである。」（前記第3の8(3)④44ページ）と聴取していたことに加え、前記ア及びイで述べたとおり、噴霧乾燥器メーカーからの合理的根拠に基づく説明や実機による温度測定実験という合理的な捜査結果も得ていたことからすれば、具体的な測定結果に基づくものではなく推測を述べている原告会社■■■■及び原告会社■■■■の供述の信用性を低いものと判断して、「測定口」の追加の温度測定実験を行わなかったとしても、当時の外事一課としての判断が、合理性を欠く

などと評価されるものではない。

エ また、原告らは、亡相嶋が外事一課員による任意の取調べが行われていた中で、原告大川原及び原告島田宛てに送信したメール（甲27号証）を提出して、外事一課員に対し、亡相嶋が、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等」極端に温度が低い箇所があるため、完全な殺菌はできないと供述していたと主張し（原告ら準備書面1・33ページ）、■■■■警部補は、亡相嶋が取調べを行った外事一課員に対して上記供述をしていたことを肯定する証言をしている（■■■■8及び9ページ）。

しかしながら、前記1(2)エ（67ページ）で述べたとおり、■■■■警部補の上記認識は記憶違いの可能性が高く、亡相嶋の取調べ時に作成されたメモの内容を踏まえれば、外事一課員に対して、上記指摘を行ったと評価するのは相当ではない。

(2) 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理でないこと（本件要件ハに係る争点⑤）

ア 前記第3の3(3)（26ページ）で述べたとおり、外事一課においては、噴霧乾燥器の殺菌実験を行うに当たって、食品等の粉末を製造する噴霧乾燥器に大腸菌等の細菌を入れて実験を行うことについて協力をしてくれる企業が見つからなかったが、噴霧乾燥器の実際の温度測定と乾熱滅菌器により実験する方法が最も科学的であり最も適切な証明方法であると述べる有識者が複数おり、芽胞を形成しない菌（ペスト菌や大腸菌等）であれば、粉体が堆積した状態で乾熱処理をしたとしても、100度程度の乾熱で死滅する旨を有識者から聴取していたことなどを踏まえ、乾熱滅菌器による実験と、噴霧乾燥器の実際の温度測定をする方法により、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断することとしたのであり、かかる外事一課としての判断に何ら不合理な点はない。

イ これに対し、原告らは、本件省令に規定された大腸菌でなくとも、乳酸菌をはじめとする無害な微生物の粉体を本件各噴霧乾燥器と同型機を用い

て製造した上で、同器内部に残留した粉体内の微生物が殺菌できるかを検証する実験を行うことができた」と主張し（原告ら準備書面6・17ページ）、■■■■警部補は、粉体での実験について噴霧乾燥器所有者から反対があったことはなかったと思う旨を証言し（■■■■35ページ）、■■■■警部補も、乳酸菌等を使って噴霧乾燥器で実際に噴霧して殺菌できるかの実験を行った方がよいと思っており、そのことを■■■■警部ないしは■■■■警視に進言した旨証言する（■■■■38及び39ページ）。

しかしながら、これまで繰り返し述べているとおり、■■■■警部補及び■■■■警部補の証言は総じて信用性が認められない上、■■■■警部は、企業が現に使用している噴霧乾燥器を用いて実験を行うことについて、所有者から協力を得られなかったと証言しており（■■■■5ページ）、■■■■検事も、乳酸菌を用いて噴霧乾燥器で粉体を製造した上で、同器内部の殺菌実験ができるかということを検討したができなかつたと証言しているとおおり（■■■■9及び10ページ）、噴霧乾燥器を所有していない捜査機関においては、原告らが主張する粉体実験を行うことは著しく困難であったというべきである。

ウ また、外事一課の一連の捜査に批判的な意見を述べる■■■■警部補でさえも、本件各噴霧乾燥器と同型機を用いた実験について、「業務を停止させるので、負担を掛けるという意味では、はい、難しい点はありました。」（■■■■38ページ）と、噴霧乾燥器内部の温度測定を行うのみの実験でさえも難しい点はあったと述べているのであるから、無害とはいえ実際に微生物の粉体を噴霧乾燥器で製造して殺菌できるかの実験を行うことが著しく困難であったといえることは明らかである。

エ なお、原告らは、起訴後、本件各噴霧乾燥器と同型機を用いて大腸菌の粉体を製造した上で内部に残留した大腸菌が死滅するかの実験を行っているが、本件噴霧乾燥器1については、原告らが本訴において内部で温度が低くなる箇所と指摘している「乾燥室測定口」において大腸菌が死滅する

という結果が出ており（甲20号証5ページの「A 乾燥室 測定口 集落なし」という記載）、しかも、原告らは本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件噴霧乾燥器1につき26回、本件噴霧乾燥器2につき46回もの実験を行ったと主張しており（訴状129及び130ページ）、逆にいえば、本件各噴霧乾燥器で粉体を製造して殺菌実験を行い、「内部が殺菌できた」という結果もあったことが推認されるのであって（本件噴霧乾燥器1の「乾燥室測定口」については、相当数の実験によっても死滅していないと認められる。）、かかる事実は、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験により、本件要件ハの該当性判断をすることが著しく困難であったというべき事情といえるのである。

第5 本件任意取調べ及び本件弁解録取に国賠法上の違法がないこと

警部補による本件任意取調べ及び本件弁解録取に国賠法上の違法がないことは、被告都準備書面(2)第3（28ないし40ページ）、被告都準備書面(3)第2（23ないし38ページ）で詳述したとおりであり、これらに加え、警部補の証人尋問における証言は、いずれも合理的な根拠に基づく具体的な内容であり、陳述書の内容と整合することに加え、反対尋問においても動揺はみられないから、その信用性を否定すべき理由はなく、そうすると、前記第3の8(3)イ（44ページ）及び同10(3)ア（50ページ）における本件任意取調べ及び本件弁解録取の状況の事実関係が優に認められるというべきである。

そして、本件各被疑事件が原告会社において組織的に行われた可能性があることと認められたこと、原告島田は、原告会社の取締役であり、噴霧乾燥器の輸出規制開始前に経済産業省とやり取りをし、その中で、原告会社の噴霧乾燥器の輸出に影響が出ないよう規制範囲を限定するために働きかけをしていたと認められることを踏まえれば、本件任意取調べ開始時において、原告島田の嫌疑は相当高度であったものというべきであり、前記第2の2（11ページ）で述べ

た取調べと国賠法1条1項の違法性の判断枠組みに照らせば、本件任意取調べ及び本件弁解録取の方法ないし態様が社会通念上許容される限度を超えているとはいえない。

これに対し、原告島田は、■■■■警部補の証言に反する供述をしているため、以下においては、必要と認められる範囲で、原告島田の供述に信用性が認められないことを指摘しておく。

1 本件任意取調べについて

(1) ■■■■警部補が事前に恣意的な供述調書を作成していたとの点

原告島田は、■■■■警部補はベタ打ち調書ではなく、恣意的な供述調書を作成させており、取調べが始まると同調書を見せてサインするように求めてきた旨、同供述調書の内容は数か月前、あるいは半年前の話が記載されていた旨供述する（島田11及び31ページ）。

しかしながら、前記第3の8(3)イ(ア)（44ページ）で述べたベタ打ち調書作成に係る■■■■警部補の証言は、ベタ打ち調書を作成した理由について、本件各被疑事件に係る供述内容が多岐に及ぶ上、取調べの初期の段階において、原告島田の供述が客観的事実と矛盾することが多かったこと、視覚的に分かりやすく、■■■■警部補と原告島田が互いに供述及び認識等を確認するのに有用であることを挙げており、その理由や経緯について不自然・不合理な点は認められない一方、原告島田の供述は、取調べが始まると■■■■警部補が特に何も説明せずに黙って供述調書を渡し、「間違っていなければサインしてください」と言われたというものであり（島田30ページ）、極めて不自然な供述である。

しかも、原告島田は、数か月や半年前の話が供述調書に記載されていたと供述するが、平成24年1月24日の「大河原化工機(株)訪問記録」(丙A83号証資料④)に関して、平成31年1月18日の取調べにおいて原告島田が言及した内容が、平成31年1月29日の供述調書に記載されていたり(乙6号証の5・1ページ、丙A83号証4及び5ページ)、平成24年2月23

日に亡相嶋と原告島田がC I S T E Cを訪問した際のやり取りに関して、平成31年2月8日の取調べにおいて原告島田が言及した内容が、平成31年2月15日の供述調書に記載されていたりするなど（乙6号証の7・1ページ、丙A84号証2ないし8ページ）、若干の日付の隔たりはあるものの（この点、[]警部補は、原告島田から聞いた内容を供述調書にまとめ、ベタ打ち調書で認識の確認を行いながら原告島田の供述を録取して、当該内容を供述調書に記載しており〔[]8及び9ページ〕、取調べの際に作成されたメモと供述調書の日付に隔たりがあったとしても不合理ではない。）、原告島田が供述するように数か月前、半年前の話が記載されている事実は、証拠上見当たらない。

そうすると、[]警部補は取調べが始まるとベタ打ち調書ではなく供述調書を見せてサインするように求めてきたとする原告島田の供述には信用性が認められず、[]警部補は、ベタ打ち調書によって原告島田の認識を確認した後供述調書を作成しているから、恣意的な供述調書を作成した事実はないというべきである。

(2) []警部補が誘導を行ったとの点

原告島田は、[]警部補は菌が少しでも死ねば本件要件への「殺菌」に該当し（つまり、噴霧乾燥器内部の細菌が死滅しなくても殺菌に該当する。）、そのことは経済産業省に確認したとも述べたと（島田16及び17ページ）、[]警部補が「殺菌」の解釈を誘導した旨供述し、[]警部補も、[]警部補が原告島田に対して同様の発言をしたことを聞いたことがあり、捜査幹部の指示でそのような手法をとっていた旨証言する（[]20ページ）。

しかしながら、前記第4の1(2)カ（71ページ）で述べたとおり、上記[]警部補の証言は憶測を述べているものであって信用できないことは明らかである上、原告島田を取り調べた際に作成されたメモによっても、細菌を全て死滅させて感染能力を失わせることを「殺菌」と解釈していることを明示しており、加えて、[]警部補が述べたとする「殺菌」の解釈について原告

島田が経済産業省に問い合わせれば、虚偽の説明であることがすぐさま判明してしまうにもかかわらず（実際、原告島田は、本件任意取調べ開始後、経済産業省に輸出規制要件を問い合わせている〔乙6号証の6・4ページ〕。）、そのような説明をすること自体理由がない。

よって、■■■■警部補が本件要件への「殺菌」の解釈を誘導したとする原告島田の供述に信用性が認められないことは明らかである。

2 本件弁解録取について

(1) 弁解録取書①の修正に応じなかったとの点

原告島田は、■■■■警部補は弁解録取書①を修正するふりをして修正せずに署名指印を求めてきた旨供述し（島田19ないし21ページ）、■■■■警部補も、■■■■警部補が弁解録取書①を修正したふりをして、それがばれて、原告島田が激昂したと聞いた旨証言する（■■■■20ページ）。

しかしながら、■■■■警部補の上記証言は伝聞である上、これまで繰り返し述べたとおり、同警部補の証言は総じて信用性が認められないことから、同警部補の証言によって当該事実があったと認めることは相当でない。

そして、仮に、原告島田が供述するように、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出』するとの方針に基づき、無許可で中国に輸出した」という部分を、「ガイドンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」と修正を申し出ているにもかかわらず（丙A125号証3ページ参照、島田19及び20ページ）、これを■■■■警部補が修正するふりをして修正しなかったとすれば、弁解録取書②（丙A107号証）を見れば明らかなおろ、原告島田が署名指印する際に、否が応でも修正していない部分が原告島田の目に入るのであるから、■■■■警部補が「修正したふりをする」などといった行為をすることは考え難い。

よって、■■■■警部補が弁解録取書①を修正するふりをして修正せずに署名指印を求めてきたとする原告島田の供述に信用性が認められないことは明らかである。

(2) 弁解録取書①を廃棄するよう求めるなどしたことはないとの点

原告島田は、■■■■警部補に対し、弁解録取書①について、署名指印をなしにするよう求めたり、廃棄するよう求めた事実はない旨供述する（島田21ページ）。

この点に関連して、原告島田は、弁解録取書①が修正されていないため、両手で持って二つに破ろうとし、「破るつもりはなかったんですが、当然、大きな声で駄目だって言われたもので、びっくりしてそこまでいきませんでした。」と供述し（島田39ページ）、破るつもりはなかったと供述する一方、他の外事一課員から止められたため、破るまでいかなかったとも供述しており、かかる供述を吟味すれば、本心としては弁解録取書①を破ろうとしたものと認めるのが相当である。

このような原告島田の行動からすれば、同人が■■■■警部補に対して弁解録取書①の署名指印をなしにするよう求めたり、廃棄するよう求めることは自然な言動であるといえるから、これらの事実がなかったとする原告島田の供述に信用性が認められないことは明らかである。

第6 結語

以上述べたとおり、原告らの請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は棄却されるべきである。

以 上